



契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款

# がん保険(2010) 勇気のお守り

平成30年4月

1. 「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」を必ずお読みください。
2. 特に、**注意喚起情報**には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載されていますので、よくご確認ください。
  - ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
  - ◆現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて



# はじめに

このたびは、「がん保険(2010)」のお申込みをご検討いただきましてありがとうございます。この冊子は、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、お伺いしている当社募集代理店、営業社員、または最寄りの支社までお問い合わせください。

内容は、つぎの5つの部分に分かれています。



①ご契約に際しての重要事項（契約概要） .....5 ~ 9 ページ  
ご契約のお申込みの際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） .....11 ~ 20 ページ  
ご契約のお申込みの際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



③保険金・給付金などのご請求について .....21 ~ 31 ページ  
保険金・給付金などをめれなくご請求いただくための確認事項などを記載しています。  
必ず、ご一読ください。



④ご契約のしおり .....33 ~ 75 ページ  
ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特征としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。  
必ず、ご一読ください。



⑤約款 .....77 ~ 160 ページ  
ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。  
①~④とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

# 目次

ご契約に際しての重要事項（契約概要）	5
--------------------	---

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）	11
----------------------	----

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について	12
2 健康状態などの告知について	13
3 保障の開始時期（責任開始期）について	14
4 保険金・給付金などをお支払いできない場合	15
5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	16
6 解約と解約返戻金について	17
7 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて	17
8 保険金額、給付金額などが削減される場合について	18
9 生命保険契約者保護機構について	18
10 生命保険協会の生命保険相談所について	18
11 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合について	19
12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ	19
13 お問い合わせ・ご相談などについて	20

保険金・給付金などのご請求について	21
-------------------	----

1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで	22
2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために	25
3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例	27

ご契約のしおり	33
---------	----

目的別INDEX	34
----------	----

主な保険用語のご説明	37
------------	----

お願いとお知らせ	41
----------	----

1 お申込みに際して	42
2 保険契約の締結について	42
3 生命保険契約者保護機構について	43
4 業務または事務の委託について	45
5 取引時確認に関するお客さまへのお願い	45

個人情報等の取扱について	47
--------------	----

6 支払査定時照会制度について	48
7 個人情報の取扱いについて	49

特徴としくみについて	51
------------	----

8 がん保険(2010)の特徴としくみ	52
---------------------	----

9	がん保険(2010) (主契約) の保障内容	54
10	特約の保障内容	58
11	免責事由などについて	60
12	指定代理請求特約について	61
13	ご契約の更新について	62
	<b>保険料について</b>	<b>63</b>
14	保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	64
15	保険料のお払込みが困難になられたとき	68
	<b>ご契約後について</b>	<b>69</b>
16	債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について	70
17	被保険者によるご契約者への解約の請求について	70
18	保障内容の見直しをご検討の方へ	71
19	保険金受取人の変更について	73
20	生命保険と税金について	74
	<b>約 款</b>	<b>77</b>
	がん保険(2010)普通保険約款	78
	がん先進医療特約	107
	がん死亡特約	117
	新女性特定がん入院特約	127
	指定代理請求特約	139
	団体扱特約	145
	特別団体扱特約	147
	集団扱特約	149
	預金口座振替特約	151
	預金口座振替特約 (団体・特別団体・集団扱用)	155
	保険料クレジットカード払特約	156
	責任開始期に関する特約	158
	情報端末による保険契約の申込等に関する特約	160
	<b>お問い合わせ・ご相談などについて</b>	<b>巻末</b>





# ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「**ご契約に際しての重要事項 (契約概要)**」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「**ご契約に際しての重要事項 (契約概要)**」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

# がん保険(2010)

お客さまのご契約のがん入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

## ご契約例・終身タイプ(保険期間：終身)

40歳男性・BII型、保険料払込期間：終身払、がん入院給付金日額：20,000円



●がん保険(2010)の終身タイプの愛称を「勇気のお守り」といいます。

## ご契約例・定期タイプ(保険期間：10年満了)

40歳男性・AI型、保険料払込期間：全期払、がん入院給付金日額：20,000円



※1 日帰り入院(入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。)を含みます。

※2 保険期間が「年満了」の場合、最長90歳まで自動更新できます。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

正式名称	がん保険(2010)			
特 徴	・がんに罹患した場合のさまざまな保障を確保できます。			
給付金・保険金の種類と保険契約の型（保険期間）	A I 型 （保険期間：定期）	がん入院給付金	死亡保険金	生存給付金
	B I 型 （保険期間：定期）	がん手術給付金 がん診断給付金	死亡保険金	—
	B II 型 （保険期間：終身）	がん外来治療給付金	—	—
保険料払込免除対象となる事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の高度障害状態に該当</li> <li>・ケガにより所定の身体障害状態に該当</li> </ul> ＊保険料払込免除に該当した契約は、生存給付金のない型（B I 型）へ変更して自動更新します。			
契約者配当金	ありません			
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A I 型・ B I 型の場合 保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。</li> <li>・ B II 型の場合</li> </ul>			
	保険料払込期間中	ありません		
	保険料払込期間満了後	がん入院給付金日額の 10 倍（すべての保険料のお払込みが必要です）		
	・付加される特約については、保険期間を通じてありません。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「がん」の保障は、保険期間の始期の属する日から起算して 90 日経過後（責任開始日）に開始されます。「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約は無効となります。</li> </ul>			

- ・がん入院給付金、がん手術給付金、がん外来治療給付金のお支払いは、がんの治療を直接の目的とした場合に限りま。
- ・詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ○がん手術給付金のお支払額

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（3を除く） ・悪性新生物を完全に除去するために、原発巣・隣接臓器・周辺リンパ節に対して行う手術で、再手術(→2①へ)や再発・転移時の手術(→2②へ)は該当しません	40 倍
2. その他の悪性新生物手術（3を除く） ①悪性新生物根治手術を受けた後の再手術 ②再発・転移した悪性新生物に対する手術 ③乳房再建術（※1） ④その他の手術	20 倍
3. 内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（※2）	10 倍
4. 悪性新生物温熱療法（※2）、悪性新生物根治放射線照射（※2）（※3）	10 倍

※1 乳房再建術は、一乳房につき1回の給付を限度とします。

※2 施術の開始日から60日に1回の給付を限度とします。

※3 50グレイ以上の照射に限りま。

○がん診断給付金とがん外来治療給付金のお支払額

お支払いする給付金		お支払額
お支払事由		
<b>がん診断給付金</b>		がん入院給付金日額 × 契約締結時に定めた倍数
1回目	初めてがんと医師により診断確定（※1）	
2回目以降	直前のお支払事由に該当した日から起算して2年経過後、新たにがんと医師により診断確定（※1）（再発・転移を含む）	
<b>がん外来治療給付金</b>		がん入院給付金日額 × 外来治療を受けた日数
がんによる外来治療期間中の医師の治療処置を伴う外来治療（※2） （往診も含む）		
外来治療期間	1年単位の期間（※3）とし、つぎの延長要件に該当した場合に1年ごとに延長します。	
延長要件	がんの消滅・破壊等を直接の目的としたつぎの治療が引き続き必要と認められること ①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④疼痛緩和療法 <sup>とうつう</sup>	

※1 被保険者が生存しているときに診断確定されることが必要です。

※2 医師の治療処置を伴う外来治療は、初診料・再診料のお支払いの有無などを参考に判断します。

※3 がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算します。（延長された外来治療期間の途中であっても同様です。）

# がん保険(2010)に付加できる特約

特約名称	内容	備考
がん先進医療特約	がんにより先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額のがん先進医療給付金をお支払いします。 (お支払額を通算して 1,000 万円限度)	※ 1 ※ 2
がん死亡特約	・ がんによる死亡の場合、がん死亡保険金をお支払いします。 ・ がんにより余命 6 か月以内と判断されるとき、ターミナルケア保険金をお支払いします。	※ 1
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院の場合、女性特定がん入院給付金をお支払いします。	※ 1
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。	—

※ 1 「がん」の保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して 90 日経過後（責任開始日）」に開始されます。

「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、特約は無効となります。

※ 2 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。また、先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限りま。

いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。





# ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

# 1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

○お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）  
をすることができるクーリング・オフ制度があります。

○お申込みの撤回等には、つぎの手続きが必要です。

- ①「申込日」※1からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
- ②必要事項※2を記載した書面に自署したうえで、
- ③当社の支社または本社あてに郵便で発信いただく

○つぎの場合にはお申込みの撤回等を行うことができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合

○つぎの場合にはお申込みの撤回等の効力は生じません。

- ・お申込みの撤回等の書面の発信時に、保険金・給付金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。）

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、つぎのとおりです。

・クレジットカード扱:

「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」

・それ以外:

「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」

※2 クーリング・オフレターの様式例

平成〇年〇月〇日に申込みをした保険契約の申込みを撤回します。

申込者:〇〇 〇〇  
(親権者:〇〇 〇〇)

住所:〇県〇市〇町〇-〇-〇

申込番号または証券番号:〇〇〇

保険料返戻口座:〇銀行〇支店

普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人: 〇〇 〇〇

# 2 健康状態などの告知について

## 告知について※1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。※2
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます。）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。※3
- ③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

## 正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、保険金・給付金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。※4
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金・給付金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によっては、お引き受けすることがあります。※5

## 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約について

一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなお契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

※3 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。

※4 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

※5 引受範囲を拡大した商品もあります。「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」

# 3 保障の開始時期（責任開始期）について

○お申込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、下表のとおり、当社がご契約上の責任を負います。

【「責任開始期に関する特約」を付加した場合】

<b>死亡保険金</b> 保険料のお払込みの免除 保険期間の始期 ご契約のお申込みと告知がともに完了した時※2から	<b>がんの保障</b> 責任開始日 保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後から
(例) <p>Timeline diagram for 'Special Policy':</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お申込み (Application)</li> <li>告知 (Notification)</li> <li>承諾 (Consent)</li> <li>第1回保険料を受け取った時 (When the first premium is received)</li> <li>保険期間の始期 4/20 (Insurance period start date: 4/20)</li> <li>90日 (90 days gap)</li> <li>責任開始日 7/19 (Responsibility start date: 7/19)</li> <li>がんに関する責任開始 (Responsibility for cancer starts)</li> </ul>	

【「責任開始期に関する特約」を付加していない場合】

□座振替扱 団体扱 送金扱	<b>死亡保険金</b> 保険料のお払込みの免除 保険期間の始期 告知と第1回保険料（相当額）のお払込みがともに完了した時から	<b>がんの保障</b> 責任開始日 保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後から
	(例) <p>Timeline diagram for 'Standard Policy':</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お申込み (Application)</li> <li>告知 (Notification)</li> <li>承諾 (Consent)</li> <li>第1回保険料を受け取った時 (When the first premium is received)</li> <li>保険期間の始期 4/20 (Insurance period start date: 4/20)</li> <li>90日 (90 days gap)</li> <li>責任開始日 7/19 (Responsibility start date: 7/19)</li> <li>がんに関する責任開始 (Responsibility for cancer starts)</li> </ul>	
クレジットカード扱	<b>死亡保険金</b> 保険料のお払込みの免除 保険期間の始期 告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了した時から	<b>がんの保障</b> 責任開始日 保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後から
(例) <p>Timeline diagram for 'Credit Card Policy':</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お申込み・告知 (Application &amp; Notification)</li> <li>クレジットカードの有効性等が確認できた時 (When card validity is confirmed)</li> <li>承諾 (Consent)</li> <li>カード決済（第1回保険料のお引落とし） (Card payment / 1st premium deduction)</li> <li>保険期間の始期 4/20 (Insurance period start date: 4/20)</li> <li>90日 (90 days gap)</li> <li>責任開始日 7/19 (Responsibility start date: 7/19)</li> <li>がんに関する責任開始 (Responsibility for cancer starts)</li> </ul>		

○「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約は無効となります。

※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

※2 ご契約のお申込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申込みの場合は、情報端末でご契約のお申込みをされた時をいいます。

【ご注意】当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

# 4 保険金・給付金などをお支払いできない場合

- 「がん」の保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後（責任開始日）」に開始されます。<sup>※1</sup>  
「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、がんに対する保険金・給付金はお支払いできません。
- つぎのような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

①保険金・給付金などの免責事由 <sup>※2</sup> に該当した場合
②告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
③つぎのような重大事由によりご契約が解除された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき</li> <li>・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき            反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。</li> <li>・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき</li> </ul>
④詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合 この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
⑤保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
⑥「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日 <sup>※3</sup> までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

<sup>※1</sup> 「保障の開始時期（責任開始期）」についてをご覧ください。

 参照 P. 14

<sup>※2</sup> 主な免責事由には以下のものがあります。  
 ア. 保険期間の始期の属する日から3年以内の被保険者の自殺  
 イ. 契約者・受取人の故意  
 詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

 参照 P. 60

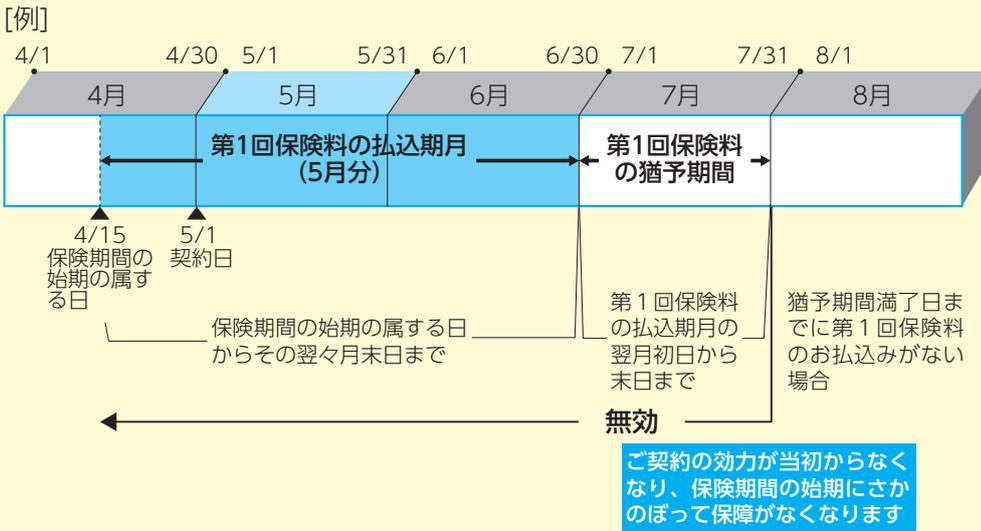
<sup>※3</sup> 詳しくは「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

 参照 P. 16

# 5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

○保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

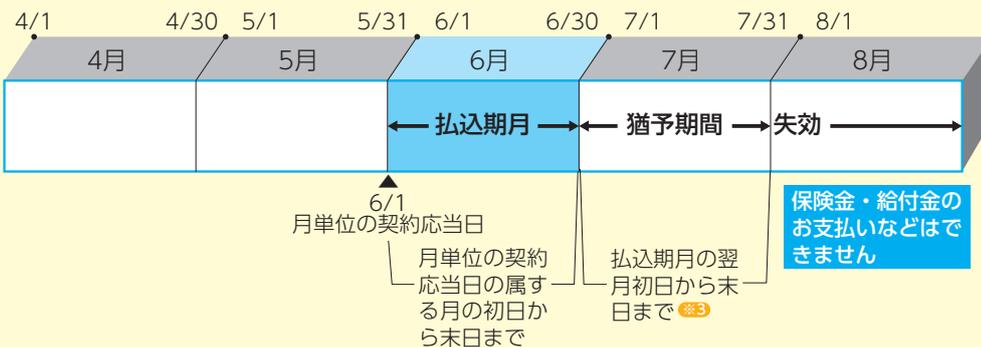
## 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※1



○第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。※2

## 第2回以後の保険料のお払込み

[例] 契約日が5月1日の場合 (月払契約)



○失効後1年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料 (延滞保険料) のお払込みが必要となります。

ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 64

※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

※2 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

## 6 解約と解約返戻金について

○ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。

○保険契約の型がA I型またはB I型の場合

解約返戻金<sup>※1</sup>は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。

特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○つぎの主契約・特約については解約返戻金がありません。

- ・がん保険(2010)B II型 (保険料払込期間中<sup>※2</sup>)
- ・がん先進医療特約、がん死亡特約、新女性特定がん入院特約

<sup>※1</sup> 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

<sup>※2</sup> 保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。

注意喚起情報

## 7 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

○現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特につぎの点にご注意ください。

- ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。<sup>※1</sup>  
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ②新たにご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
- ③新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。  
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
- ④新たにご契約は、告知義務違反による解除、保険期間の始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
- ⑤新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。  
(例) 手術給付金の対象となる手術の種類や給付倍率の相違

○がん保険(2010)の場合、「がん」の保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後（責任開始日）」に開始されます。<sup>※2</sup>

「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

「健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

 参照 P. 13

<sup>※1</sup> 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

 参照 P. 17

<sup>※2</sup> 「保障の開始時期（責任開始期）について」をご覧ください。

 参照 P. 14

## 8 保険金額、給付金額などが削減される場合について

○保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

## 9 生命保険契約者保護機構について

○当社は、生命保険契約者保護機構<sup>※1</sup>に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

### <生命保険契約者保護機構>

TEL 03-3286-2820

(月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

🔍 参照 P. 43

## 10 生命保険協会の生命保険相談所について

○本商品に係る指定紛争解決(ADR)機関は生命保険協会<sup>※1</sup>です。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

# 11 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。<sup>※1</sup>  
カスタマーセンターの連絡先については、巻末をご覧ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約<sup>※2</sup>を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じ、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。<sup>※3</sup>  
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

<sup>※1</sup> ご請求手続きについては「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

 参照 P. 21

<sup>※2</sup> ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。

 参照 P. 61

<sup>※3</sup> ご請求手続きを円滑に行うことができませんので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

# 12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ

- 本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 本商品の取扱金融機関が法令等に違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。<sup>※1</sup>
- 金融機関が本商品を募集する場合には、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限<sup>※2</sup>があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
- 金融機関が本商品を募集する場合には、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

<sup>※1</sup> 本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

<sup>※2</sup> ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

# 13

## お問い合わせ・ご相談などについて

○お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。



# 保険金・給付金などのご請求について

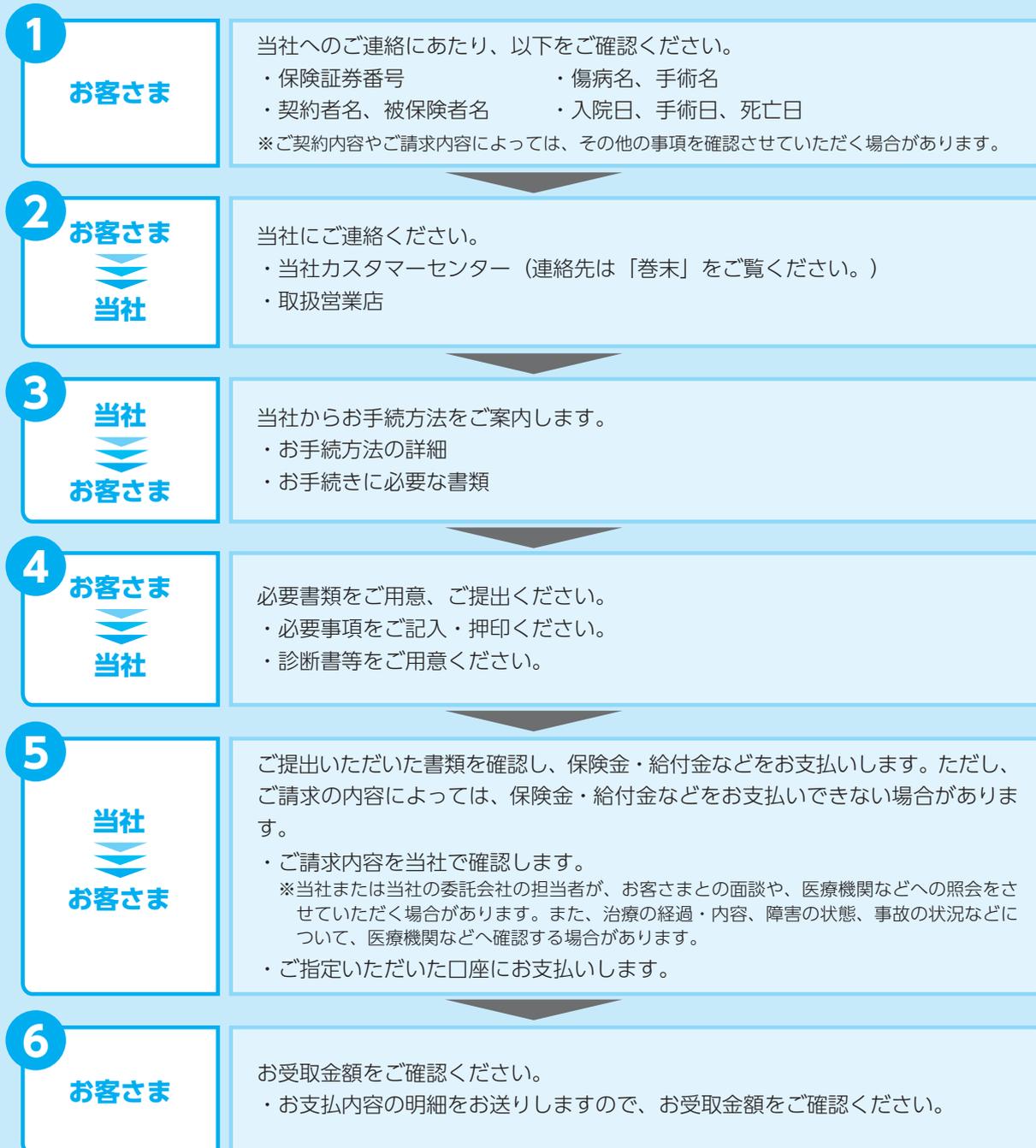
- 1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで
- 2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために
- 3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な保険金や給付金のお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

# 1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで

## 保険金・給付金などのご請求手続きの流れ

○お支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があるとと思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。



**ご注意**

保険金・給付金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

## ご請求に際して必要な書類等について

請求書類 (※1)	共通書類		給付別書類									
	請求書 (※2)	保険証券	医師の死亡証明書 (※2) (※3)	不慮の事故を証する書類 (※4)	医師の診断書 (※2)	医師の治療証明書 (※2)	領収証	費用の支出を証明する書類	契約者の印鑑証明書	被保険者の印鑑証明書	被保険者の住民票 (※5)	受取人の戸籍抄本・印鑑証明書
請求項目												
死亡保険金	○	○	○								○	○
がん死亡保険金	○	○	○								○	○
生存給付金	○	○							○		○	
保険料払込免除	○	○		○	○							
がん入院給付金												
がん手術給付金	○	○			○						○	○
がん診断給付金												
女性特定がん入院給付金												
がん外来治療給付金	○	○			○	○	○				○	○
がん先進医療給付金	○	○			○	○		○				○
ターミナルケア保険金	○	○			○					○	○	
指定代理請求 代理請求	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類</li> <li>・ 被保険者の戸籍抄本</li> <li>・ 指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書</li> <li>・ 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し</li> </ul>									

※1 これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※2 当社所定の様式

※3 当社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書

※4 交通事故証明書など

※5 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

## 保険金・給付金などのお支払期限について

○保険金・給付金などは、以下の期限日までにお支払いします。

なお、以下に記載した日数は、請求書類が当社に到着した日(※)の翌日からお支払いまでの日数となります。

①通常の場合	5 営業日
②次のいずれかに該当する場合	
<input type="checkbox"/> お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 <input type="checkbox"/> 免責事由に該当する可能性がある場合 <input type="checkbox"/> 告知義務違反に該当する可能性がある場合 <input type="checkbox"/> 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60 日
③上記②を確認するため、特別な照会や調査が必要な次の場合	
<input type="checkbox"/> 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90 日
<input type="checkbox"/> 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120 日
<input type="checkbox"/> 契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 日本国外における調査が必要な場合	180 日

※請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



保険金・給付金などをお支払いするための上記②③の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

## 2 保険金・給付金などをもらえなく ご請求いただくために

- ご契約の内容によって、他の保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
- 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために、**以下の例をご確認ください。**
- 該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、**当社カスタマーセンター**（巻末に記載のお問い合わせ先）**または取扱営業店までお問い合わせください。**

### 当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

#### 複数の契約

- 複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

#### ご家族名義の契約

- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 家族として加入している契約がある。  
（●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など）

### ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の保険金などはありますか？

入院を保障する契約にご加入の場合、

#### 入院したが 未請求

- 入院給付金をご請求いただいていないものはありますか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

手術を保障する契約にご加入の場合、

#### 日帰りで 手術

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
- 美容整形手術など、お支払いできない場合もあります。

手術給付金の保障のある保険種類

通院を保障する契約にご加入の場合、

#### 通院したが 未請求

- 入院給付金のご請求をした後、通院給付金のご請求ができる場合があります。

通院給付金の保障のある保険種類

以下の保険・特約にご加入の場合、

がん

脳卒中

こうそく  
急性心筋梗塞

●保険金や給付金等をお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険  
特定疾病保障終身保険

特定疾病保障定期保険特約

三大疾病入院一時金特約

特定疾病前払式終身保険

特定疾病診断給付金特約

●保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

保険料払込免除特約

以下の特約にご加入の場合、

余命6か月以内  
と診断された

●リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1被保険者につき他契約と通算して3,000万円です。

※請求回数の限度は、1契約につき1回限りとなります。

※お支払いに際しては、指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引きます。

●ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

がん死亡特約

※請求金額はがん死亡保険金と同額です。

※お支払いにより、がん死亡特約は消滅します。(がん死亡保険金のお支払いはありません。)

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

入院  
治療中に病院で  
亡くなった

手術  
した後に亡くなった

●入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がある商品にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございます。保険証券でいま一度、保障内容をご確認ください。

# 3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例

この項目は、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約（特約）内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに関しては約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがあります。

**がん保険の責任開始日は、保険期間の始期の属する日から起算して 91 日目となります。**

**なお、ご契約が失効した場合には復活日より新たに保障を開始しますが、復活日が保険期間の始期の属する日から起算して 90 日以内の場合には、失効する前の契約の責任開始日よりがんの保障を開始します。**

## がん入院給付金・がん診断給付金などのお支払い [告知義務違反による解除]

ご加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知しなかったが、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で入院された場合。



ご加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で入院された場合。

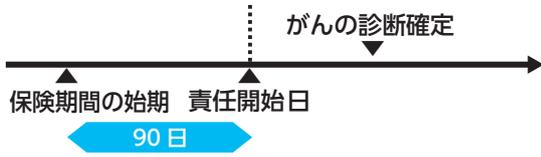


ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

## 初回のがん診断給付金のお支払い [責任開始日前に「がん」と医師により診断確定された場合]

保険期間の始期の属する日から起算して 91 日目以後に「胃がん」と医師により診断確定された場合。



保険期間の始期の属する日から起算して 90 日以内に「胃がん」と医師により診断確定された場合。



※がん入院給付金・がん手術給付金・がん外来治療給付金についても同様です。



初回のがん診断給付金は、責任開始日以後に初めてがんと医師により診断確定された場合にお支払いします。

責任開始日より前に「がん」と医師により診断確定されていた場合については、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となり、がん診断給付金はお支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

## 2回目以降のがん診断給付金のお支払い [お支払事由に該当しない場合]

「胃がん」により、初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年経過後に肺への転移が発見され「肺がん」と医師により診断確定された場合。



「胃がん」により、初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年以内に肺への転移が発見され「肺がん」と医師により診断確定された場合。



がん診断給付金は、複数回お支払いしますが、前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年を経過していないときには2回目以降のがん診断給付金をお支払いできません。

ただし、前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年以内に新たにがんと医師により診断確定された場合でも、2年経過後にがん入院給付金のお支払事由に該当する入院をされたまたはがん外来治療給付金のお支払事由に該当する外来治療を受けられた場合には、がん診断給付金をお支払いします。(ただし、被保険者が、治癒または寛解状態(がんを治療したことによりがんが認められない状態)でない場合に限ります。)

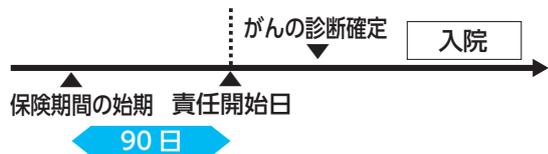
※2回目以降の診断確定について

再発の場合、すでに診断確定されたがんを治療したことにより治癒または寛解状態となり、その後再発したと診断確定されることが必要です。

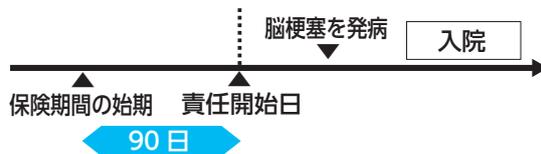
※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

## がん入院給付金のお支払い【お支払事由に該当しない場合】

責任開始日以後に「胃がん」と医師により診断確定され、その治療のため入院された場合。



責任開始日以後に「脳梗塞」を発病し、その治療のため入院された場合。



※がん手術給付金・がん外来治療給付金についても同様です。



**ご注意**

がん入院給付金は、責任開始日以後に医師により診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院された場合にお支払いします。

がん以外の疾病を治療目的とする入院については、がん入院給付金はお支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

## がん手術給付金のお支払い【お支払事由に該当しない場合】

責任開始日以後に「大腸がん」と医師により診断確定され、かつ、責任開始日以後に治療のため内視鏡的粘膜切除術をうけ、手術日から起算して60日経過後に2回目の内視鏡的粘膜切除術をうけた場合。



責任開始日以後に「大腸がん」と医師により診断確定され、かつ、責任開始日以後に治療のため内視鏡的粘膜切除術をうけ、手術日から起算して30日経過した日に2回目の内視鏡的粘膜切除術をうけた場合。



**ご注意**

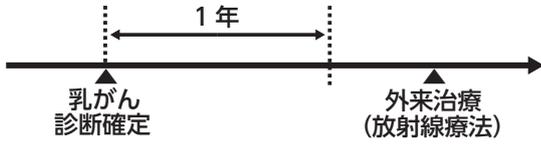
がん手術給付金の対象となる手術のうち、所定の手術（悪性新生物温熱療法、悪性新生物根治放射線照射、内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術）については手術日から起算して60日の間に1回の給付が限度となります。

お支払いできない場合の事例では前回の手術日から起算して60日を経過していませんので、2回目の手術についてはがん手術給付金をお支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

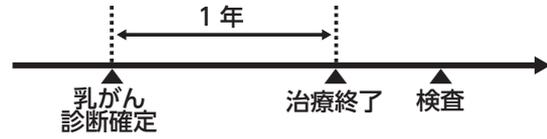
**がん外来治療給付金のお支払い**  
**[外来治療期間に該当しない場合]**

「乳がん」と医師により診断確定され、その1年経過後にがんの消滅・破壊等を目的とした外来治療（放射線療法）を受けた場合。



「乳がん」と医師により診断確定され、その1年経過後に定期的な検査を受けるために通院した場合。

(がんの消滅・破壊等を目的とした治療は、1年経過時点で終了していた場合)



外来治療期間は、がん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から1年です。ただし、外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊等を直接の目的としたつぎの治療が引き続き必要と認められる場合には、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。

手術療法・放射線療法・化学療法・疼痛緩和療法<sup>とうつう</sup>

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。





# ご契約のしおり

# 目的別 I N D E X

## ◆ご契約にあたって

Q：告知について知りたい

⇒

ご契約に際し、現在の健康状態や職業、過去の病歴などをおたずねいたします。

→ 詳しくは13ページをご覧ください。

Q：いつから保障が始まるのか知りたい

⇒

注意喚起情報「保障の開始時期（責任開始期）」についてに説明を記載しています。

→ 詳しくは14ページをご覧ください。

Q：申し込みを撤回したい（クーリング・オフ制度）

⇒

15日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

→ 詳しくは12ページをご覧ください。

Q：保険用語の意味がわからない

⇒

保険料と保険金など、主な保険用語をご説明します。

→ 詳しくは38ページをご覧ください。

Q：この保険の特徴・保障内容を知りたい

⇒

保障ごとのお支払いの条件（お支払事由）などをご説明します。

→ 詳しくは52ページ・54ページをご覧ください。

## ◆保険金・給付金などのお支払いについて

Q：保険金・給付金などを請求したい  
本人が請求できない場合はどうしたらよいのか

⇒

所定の書類の準備・ご記入・ご提出が必要です。  
あらかじめ指定された方による代理請求ができます。

→ 詳しくは22ページ・61ページをご覧ください。

Q：保険金・給付金などが受け取れない  
ケースについて知りたい

⇒

保障が始まる前のがんと診断確定された場合など、保険金・給付金などを受け取れないことがあります。

→ 詳しくは15ページ・60ページをご覧ください。

◆保険料のお払込みについて

Q：保険料の払込方法を変えたい

⇒

回数（月払・年払など）・経路（口座振替・クレジットカード扱など）を変更することができます。

→ 詳しくは巻末・64ページをご覧ください。

Q：保険料の払込期限について知りたい  
期限を過ぎるとどうなるのか

⇒

注意喚起情報およびご契約のしおりの「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」に説明を記載しています。  
なお、保険料の払込期限を過ぎるとご契約は効力を失うことがあります。

→ 詳しくは16ページ・64ページをご覧ください。

Q：保険料の負担を減らしたい

⇒

保障の額を減らすなど、保険料の負担を軽減できます。

→ 詳しくは68ページをご覧ください。

◆ご契約後のお手続きについて

Q：契約を解約したい

⇒

ご契約はいつでも解約できます。

ご契約内容により解約返戻金がない場合もあります。

→ 詳しくは巻末・17ページをご覧ください。

Q：保険に関する税金について知りたい

⇒

受け取る保険金・給付金などにより、課税される場合と非課税となる場合があります。

→ 詳しくは74ページをご覧ください。

Q：住所や名前が変わった

⇒

変更のお手続きが必要となります。まずは当社へのご連絡をお願いいたします。

→ 詳しくは巻末をご覧ください。





# 主な保険用語のご説明

# 主な保険用語のご説明

か	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	かぶしきがいしゃ 株式会社	株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。
	きゅうふきん 給付金	がんにより入院されたときまたは手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。
	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に相当する日をさします。
	けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	けいやくねんれい 契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢で計算します。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
	けいやくび 契約日	通常は保険期間の始期の属する日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法などにより契約日と保険期間の始期の属する日が異なる場合があります。
こくちぎむ こくちぎむいはん 告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことからについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。	
さ	しつこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
	していだいりせいきゅうにん 指定代理請求人	保険金・給付金などの受取人が保険金・給付金などを請求できない特別の事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。
	しぼうほけんきんうけとり 死亡保険金受取人	死亡保険金を受け取る人のことをいいます。
	しゅけいやく とくやく 主契約と特約	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款とは別に記載されています。特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	せきにかいしび 責任開始日	申し込まれたご契約のがんに対する保障が開始される日をいいます。(保険期間の始期の属する日から起算して90日を経過した日の翌日)
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
ぜんきばらい 全期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。	

た	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料 じゅうとうきん しょうとうがく 充当金 (相当額)	お申込時にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の はらいごみきげつ 払込期月	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料をお払込みいただく月のことで、主契約の保険期間の始期の属する日からその翌々月末日までをいいます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の ゆうよきかん 猶予期間	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込みを猶予する期間のことで、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までをいいます。
は	はらいごみきげつ 払込期月	第2回以後の保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	ふっかつ 復活	いったん失効した契約をもとの状態にもどすことをいい、失効後1年以内であれば申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
	ほけんきかん しき 保険期間の始期	死亡保険金と保険料のお払込みの免除の保障が開始される時期をいい、責任開始日の計算の基準となります。
	ほけんきかんまんりょうび 保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。例えば、10年満了契約の場合は、契約日から10年後の年単位の契約応当日の前日となります。（保険料払込期間満了日も同様とします。）
	ほけんきん 保険金	被保険者の死亡のときなどにお支払いするお金のことです。
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約のがん入院給付金日額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。保険金・給付金のご請求など、ご契約に関わる各種お手続きの際に必要となります。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
や	やっかん 約款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
	ゆうよきかん 猶予期間	第2回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことで、月払契約は払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払契約は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。





# お願いとお知らせ

# 1 お申込みに際して

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。情報端末によるお申込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際は、当社の指定する口座にお振込みください。なお、当社の生命保険募集人<sup>※1</sup>にお払込みいただく場合には、必ず当社所定の第1回保険料充当金・保険料領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。
- お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。<sup>※2</sup>
- 現在のご契約の解約等を前提としてお申込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。<sup>※3</sup>
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが最寄りの支社または本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、保険金・給付金請求等のご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。<sup>※4</sup>

**※1** 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

**※2** 注意喚起情報「お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

 **参照** P. 12

**※3** 注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて」をご覧ください。

 **参照** P. 17

**※4** この場合、保険金・給付金などのお支払いの可否については、その後決定させていただきます。

# 2 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人<sup>※1</sup>は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

**※1** 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

## 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社 <sup>※2</sup> はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

**※2** 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは「裏表紙」に記載の当社代表電話番号までお問い合わせください。

 **参照** 裏表紙

# 3

## 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（\*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（\*2）を除き、責任準備金等（\*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
  - \*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。
  - \*2 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率<sup>※1</sup>を超えていた契約を指します<sup>※2</sup>。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率  
=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }
  - \*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

※2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。



## 4 業務または事務の委託について

- 当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しております。
- 申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が知ることがあります。  
(情報端末によるお申し込みの場合を含みます。)

## 5 取引時確認に関するお客さまへのお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法<sup>※1</sup>に基づき、お客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項<sup>※2</sup>、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。  
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客さまにつきましては、その後に本人特定事項や職業等に変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

※1 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※2 氏名、住所、生年月日等





個人情報等の  
取扱いについて

# 個人情報等の取扱いについて

# 6 支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社<sup>※1</sup>、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

## 相互照会事項<sup>※2</sup>

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室<sup>※3</sup>にお問い合わせください。

<sup>※1</sup> 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社」をご覧ください。

<sup>※2</sup> 相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

<sup>※3</sup> 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

# 7 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

## 1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

## 2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合  
（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥支払査定時照会制度<sup>※1</sup>に基づき、他の生命保険会社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

## 3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

## 4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

## 5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

## 6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社ホームページ<sup>※2</sup>をご覧ください。当社お客さま相談室<sup>※3</sup>までお問い合わせください。

※1 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

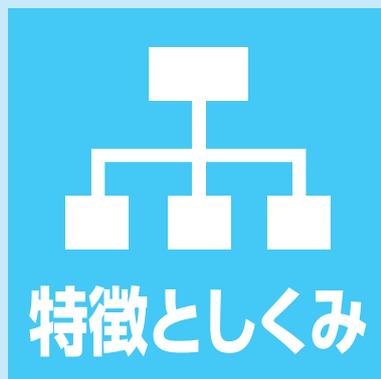
🔍 参照 P. 48

※2 「巻末」をご覧ください。

🔍 参照 巻末

※3  
電話番号 0120-100-127  
（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）





# 特徴としくみについて

# 8

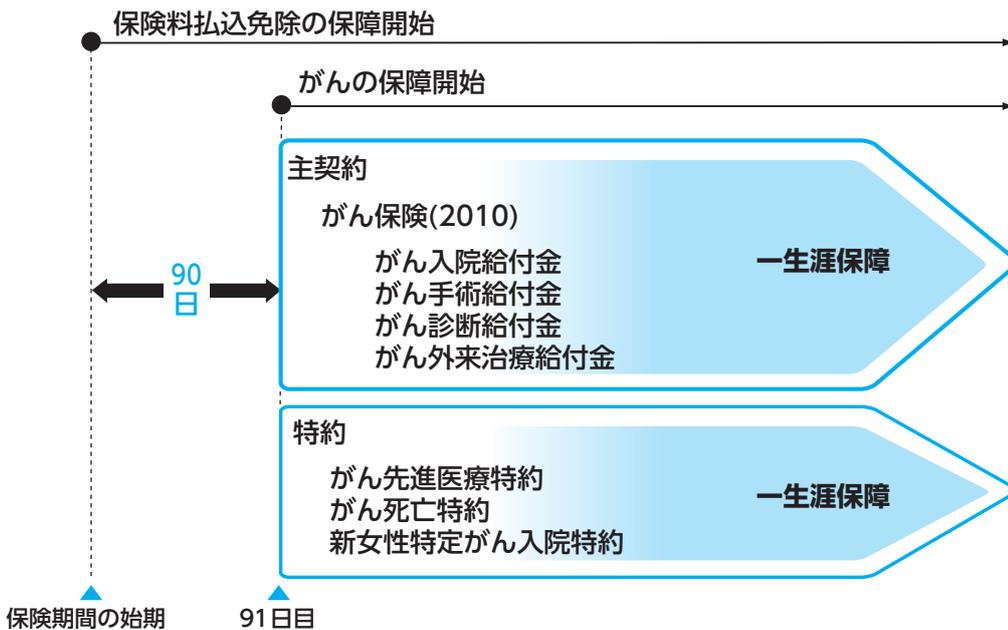
## がん保険(2010)の特徴としくみ

### がん保険(2010)の特徴 ～終身タイプ (B II型)～

がん保険 (2010) の終身タイプの愛称を「勇気のお守り」といいます。

1. がんにより入院した場合、がん入院給付金をお支払いします。日帰り入院から保障します。
2. がんにより手術・放射線治療を受けた場合、がん手術給付金をお支払いします。
3. がんと医師により診断確定された場合、がん診断給付金をお支払いします。(2年に1回限度)
4. がんによる外来治療(通院・往診)に対して、がん外来治療給付金をお支払いします。
5. 各種特約を付加することにより、ニーズに合わせた保障をえられます。(がん先進医療特約、がん死亡特約、新女性特定がん入院特約)

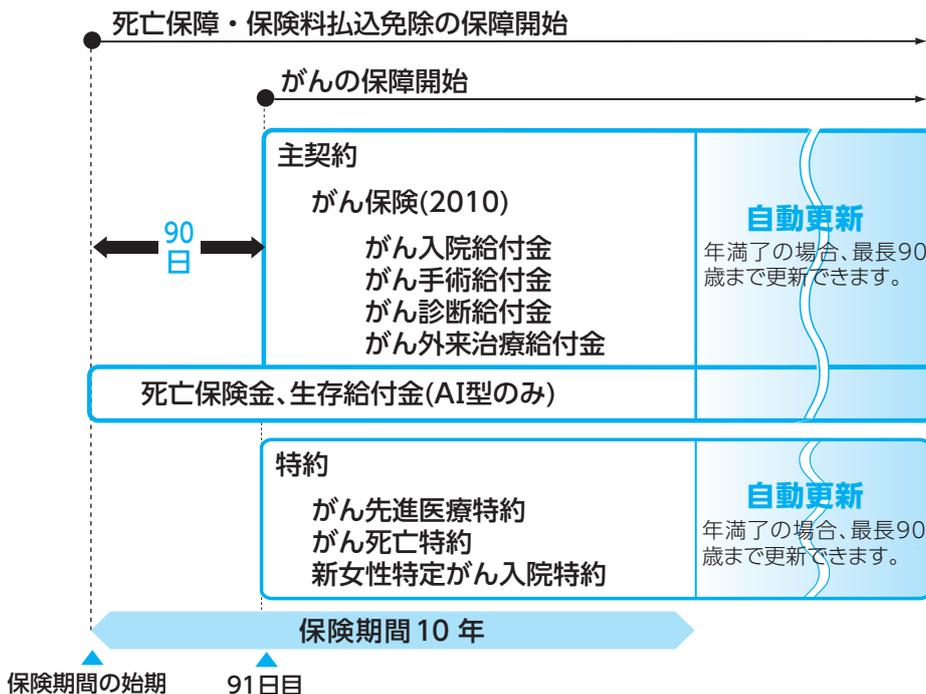
### しくみ図 ～終身タイプ (B II型)～



## がん保険(2010)の特徴 ～定期タイプ (A I型・B I型)～

1. がんにより入院した場合、がん入院給付金をお支払いします。日帰り入院から保障します。
2. がんにより手術・放射線治療を受けた場合、がん手術給付金をお支払いします。
3. がんと医師により診断確定された場合、がん診断給付金をお支払いします。(2年に1回限度)
4. がんによる外来治療(通院・往診)に対して、がん外来治療給付金をお支払いします。
5. 死亡されたときには死亡保険金をお支払いします。
6. 生存給付金のあるタイプ(A I型)と生存給付金のないタイプ(B I型)があります。
7. 保険期間は10年です。保険期間の満了後、健康状態にかかわらず自動的に契約を更新することができます。(自動更新制度)
8. 各種特約を付加することにより、ニーズに合わせた保障をえられます。(がん先進医療特約、がん死亡特約、新女性特定がん入院特約)

## しくみ図 ～定期タイプ (A I型・B I型)～



# 9 がん保険(2010) (主契約) の保障内容

## 保険金・給付金のお支払い

○つぎの場合、保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする保険金・給付金		お支払額	受取人
お支払事由			
がん入院給付金		がん入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
がん <sup>※1</sup> による入院 <sup>※2</sup>			
がん手術給付金		がん入院給付金日額の 40倍・20倍・10倍	
がん <sup>※1</sup> による所定の手術			
がん <sup>※1</sup> による所定の放射線治療		がん入院給付金日額の 10倍	
がん診断給付金		がん入院給付金日額 × 契約締結時に定めた倍数	
1回目	初めてがん <sup>※1</sup> と医師により診断確定 <sup>※3</sup>		
2回目以降	直前のお支払事由に該当した日から起算して2年経過後、新たにがん <sup>※1</sup> と医師により診断確定 <sup>※3</sup> (再発・転移を含む)		
がん外来治療給付金		がん入院給付金日額 × 外来治療を受けた日数	
がん <sup>※1</sup> による外来治療期間中の医師の治療処置を伴う外来治療 <sup>※4</sup> (往診も含む)			
外来治療期間	1年単位の期間 <sup>※5</sup> とし、つぎの延長要件に該当した場合に1年ごとに延長します。		
延長要件	がんの消滅・破壊等を直接の目的としたつぎの治療 <sup>※6</sup> が引き続き必要と認められること ①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④ <sup>とうつう</sup> 疼痛緩和療法		
死亡保険金 (A I型・B I型のみ)		がん入院給付金日額 × 契約締結時に定めた倍数	死亡 保険金 受取人
生存給付金 (A I型のみ)		がん入院給付金日額 × 契約締結時に定めた倍数	保険 契約者
生存給付金の支払日の前日末に生存されているとき			

○がん入院給付金、がん手術給付金、がん外来治療給付金は、保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後(責任開始日)に医師により診断確定されたがんを直接の原因として、その治療を目的として保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。

※1 「がん」については、別表「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

🔍 参照 P. 99

※2 日帰り入院(入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。)を含みます。

※3 被保険者が生存しているときに診断確定されることが必要です。

※4 医師の治療処置を伴う外来治療は、初診料・再診料のお支払いの有無などを参考に判断します。

※5 がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算します。(延長された外来治療期間の中途であっても同様です。)

※6 別表「対象となる治療」をご覧ください。

🔍 参照 P. 102

- がん診断給付金は、保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後（責任開始日）の保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- 「がん」の診断確定は、原則、病理組織学的所見（生検）によりなされることが必要です。



「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定された場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

- がん手術給付金の対象となる手術の種類・給付倍率はつぎのとおりです。<sup>※7</sup>

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（3を除く） ・悪性新生物を完全に切り除くために、原発巣・隣接臓器・周辺リンパ節に対して行う手術で、再手術（→2①へ）や再発・転移時の手術（→2②へ）は該当しません	40倍
2. その他の悪性新生物手術（3を除く） ①悪性新生物根治手術を受けた後の再手術 ②再発・転移した悪性新生物に対する手術 ③乳房再建術 <sup>※8</sup> ④その他の手術	20倍
3. 内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術 <sup>※9</sup>	10倍
4. 悪性新生物温熱療法 <sup>※9</sup> 、悪性新生物根治放射線照射 <sup>※9</sup> <sup>※10</sup>	10倍

- がんの治療に伴い生じた合併症の治療のための入院・手術・外来治療などに対して、がん入院給付金・がん手術給付金・がん外来治療給付金をお支払いしません。
- B II型の場合、被保険者が死亡されても死亡保険金をお支払いしません。死亡保険金と解約返戻金はつぎのとおりです。

	保険料払込期間中	保険料払込期間満了後
死亡保険金	ありません	ありません (解約返戻金をご契約者にお支払いします)
解約返戻金	ありません	がん入院給付金日額の10倍 <sup>※11</sup>

- ご契約者が法人かつ死亡保険金受取人のとき<sup>※12</sup>、がん入院給付金・がん手術給付金・がん診断給付金・がん外来治療給付金の受取人は被保険者ではなくご契約者となります。
- この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

### がん入院給付金に関して

- がん入院給付金には、お支払限度はありません。

### がん手術給付金に関して

- 時期を同じくして2種類以上の手術・放射線治療を受けられた場合には、支払額の最も高いいずれか1種類についてのみお支払いします。

<sup>※7</sup> 診断・検査・処置など治療を直接の目的としない手術は対象外です。

<sup>※8</sup> 乳房再建術は、一乳房につき1回の給付を限度とします。

<sup>※9</sup> 施術の開始日から60日に1回の給付を限度とします。

<sup>※10</sup> 50グレイ以上の照射に限ります。

<sup>※11</sup> 保険料払込期間中のすべての保険料が払い込まれている場合に限ります。

<sup>※12</sup> B II型の場合は、「ご契約者が法人のとき」になります。

## がん診断給付金に関して

○がん診断給付金の2回目以降のお支払いについて図示すると、つぎのとおりです。

### CASE 1

前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年を経過した後に新たにがんと医師により診断確定された場合

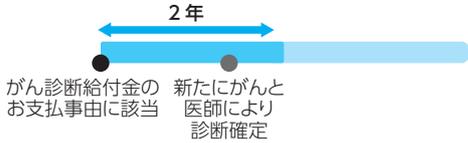
お支払い  
します



### CASE 2

前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年以内に新たにがんと医師により診断確定された場合

お支払い  
できません

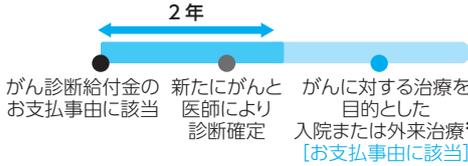


### 注意

上記ケースでも、前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年を経過した後、つぎのいずれかに該当された場合、がん診断給付金をお支払いします。

- ・がん治療のために入院している
- ・がん外来治療給付金のお支払事由に該当する外来治療を受けている

お支払い  
します



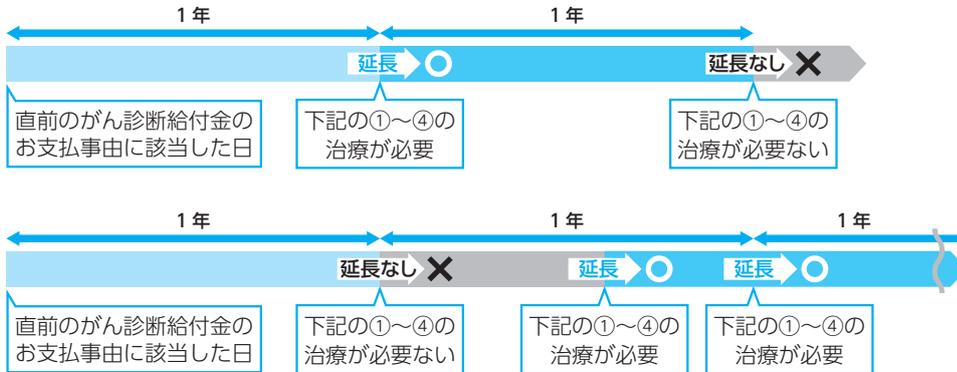
\* 被保険者が治癒または寛解状態(がんを治療したことによりがんが認められない状態)でない場合に限りです。

## がん外来治療給付金に関して

○がん外来治療給付金のお支払限度は、つぎのとおりです。

外来治療期間1年間につき	保険期間を通じて(通算)
120日	ありません

○外来治療期間の延長について図示するとつぎのとおりです。



### 注意

外来治療期間が延長されなかった場合でも、保険期間中に下記①～④の治療が引き続き必要と認められる状態に新たに該当した場合、その状態に該当した日以後の期間は外来治療期間が延長されたものとして取扱います。

- ①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④<sup>とうつう</sup>疼痛緩和療法

○同一の日に2回以上外来治療を受けられたときは、がん外来治療給付金は重複してお支払いしません。

○つぎの場合、がん外来治療給付金はお支払いしません。

- ・がん入院給付金のお支払対象となる日に外来治療を受けられた場合
- ・治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入や受け取りのみの場合

## 保険料のお払込みの免除

○つぎの場合、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

保険料払込免除事由	免除する保険料
<ul style="list-style-type: none"><li>・所定の高度障害状態※13に該当</li><li>・ケガにより所定の身体障害状態※14に該当</li></ul>	次期以降の保険料 (主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)

○保険期間の始期以後に発病した病気もしくは発生した傷害による高度障害状態、または保険期間の始期以後に発生した不慮の事故※15による身体障害状態※16のとき、保険料のお払込みを免除します。

※13 別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

🔍 参照 P. 103

※14 別表「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

🔍 参照 P. 105

※15 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

🔍 参照 P. 104

※16 事故の日から起算して180日以内に該当した場合に限ります。

# 10 特約の保障内容

## がん先進医療特約

○つぎの場合、給付金をお支払いします。

お支払いする給付金 お支払事由	お支払額	お支払限度	受取人
がん先進医療給付金 がん※1を原因とした先進医療による療養※2	先進医療にかかわる技術料相当額	通算 1,000万円	被保険者

- 責任開始日以後に医師により診断確定されたがんを直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この特約を付加できません。



対象となる先進医療は、療養を受けた日現在に規定されているものに限るため、変動します。  
また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。

- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

## がん死亡特約

○つぎの場合、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
がん死亡保険金 がん※3による保険期間中の死亡	保険金額	死亡保険金受取人※4
ターミナルケア保険金 がん※3により余命が6か月以内※5と判断※6		被保険者

- 責任開始日以後に医師により診断確定されたがんを直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- ターミナルケア保険金が支払われた場合には、この特約はターミナルケア保険金の請求日（請求書類が当社に到着した日）にさかのぼって消滅します。
- がん死亡保険金、ターミナルケア保険金はいずれか1回のみのお支払いです。



ターミナルケア保険金の請求日がこの特約の保険期間の満了前1年以内（自動更新する場合を除く）である場合は、ターミナルケア保険金はお支払いしません。

※1 「がん」については、別表「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

参照 P. 115

※2 先進医療は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号の規定に拠ります。また療養とは、診察・薬剤・治療材料の支給および処置・手術その他の治療をいいます。

※3 「がん」については、別表「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

参照 P. 125

※4 A I型・B I型の場合は主契約の死亡保険金受取人、B II型の場合は特約の死亡保険金受取人です。

※5 日本で一般に認められた治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

※6 医師が記入した診断書や請求書にもとづき当社が判断します。

## 新女性特定がん入院特約

○つぎの場合、給付金をお支払いします。

お支払いする給付金 お支払事由	お支払額	受取人
女性特定がん入院給付金 女性特定がん※7による入院※8	女性特定がん入院給付金日額 × 入院日数	被保険者

- 責任開始日以後に医師により診断確定された女性特定がんの治療を目的として、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- 女性特定がんの治療に伴い生じた合併症の治療のための入院などに対して、女性特定がん入院給付金のお支払いはできません。

## 特約の共通事項

- 保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後（責任開始日）に医師により診断確定されたがんを直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- 「がん」の診断確定は、原則、病理組織学的所見（生検）によりなされることが必要です。



「がん」の保障の開始前に「がん」と医師により診断確定された場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、特約は無効となります。

- ご契約者が法人かつ主契約の死亡保険金受取人のとき※9、給付金・ターミナルケア保険金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。

※7 「女性特定がん」については、別表「対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）」をご覧ください。

参照 P. 137

※8 日帰り入院（入院基本料の支払の有無などを参考に判断します）を含みます。

※9 B II型の場合は、「ご契約者が法人のとき」になります。

# 11 免責事由などについて

## 保険金などの免責事由

○免責事由に該当した場合、保険金などはお支払いできません。

保険金など	免責事由
保険料払込免除 (所定の身体障害状態)	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
保険料払込免除 (所定の高度障害状態)	ご契約者または被保険者の故意
死亡保険金	①保険期間の始期の属する日（復活日）から3年以内の被保険者の自殺 ※1 ※2 ②ご契約者の故意 ※3 ③死亡保険金受取人の故意 ※4 ただし、その方が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。

※1 責任準備金をご契約者に支払います。

※2 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、お支払いできる場合もあります。

※3 解約返戻金をご契約者に支払います。

※4 責任準備金（支払われない死亡保険金に対応する額）をご契約者に支払います。

## 死亡保険金の削減など

○戦争その他の変乱が原因で死亡保険金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で保険料払込の免除事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険料払込の免除をしないことがあります。

# 12 指定代理請求特約について

- 被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情※1があると当社が認めるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。
- ご請求手続きを円滑に行うことができますので、この特約の付加をお願いいたします。

## 対象となる保険金・給付金など

- ①被保険者と受取人が同一人である保険金・給付金など
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払込みの免除

## 指定代理請求人の指定・変更

- 指定代理請求人はつぎのうちから1名をあらかじめ指定してください。※2

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

## 指定代理請求人が死亡されている場合など

- 指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、つぎの方が保険金・給付金などを請求することができます。

- ①請求時に被保険者と同居・同一生計の死亡保険金受取人
- ②（①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）  
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
- ③（①、②に該当するものがいない場合または①、②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）  
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の3親等内の親族

※1 特別な事情とはつぎのようなものをいいます。

- ・被保険者が保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
- ・被保険者本人が病名の告知を受けていない  
など

※2 保険金・給付金などの受取人が法人である場合は、この特約による指定代理請求人を指定できません。



ご注意

故意に保険金・給付金などの支払事由を生じさせた者または故意に受取人を保険金・給付金などを請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。



ご注意

指定代理請求人・代理請求人に保険金・給付金などをお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。



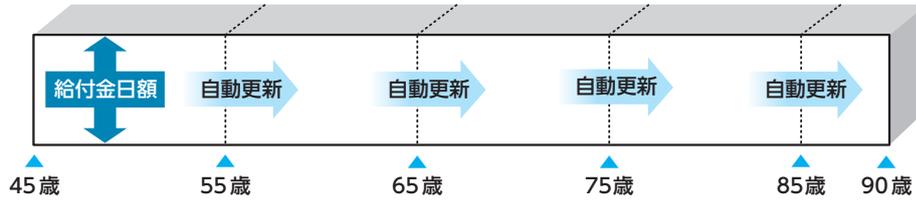
ご注意

代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。

# 13 ご契約の更新について

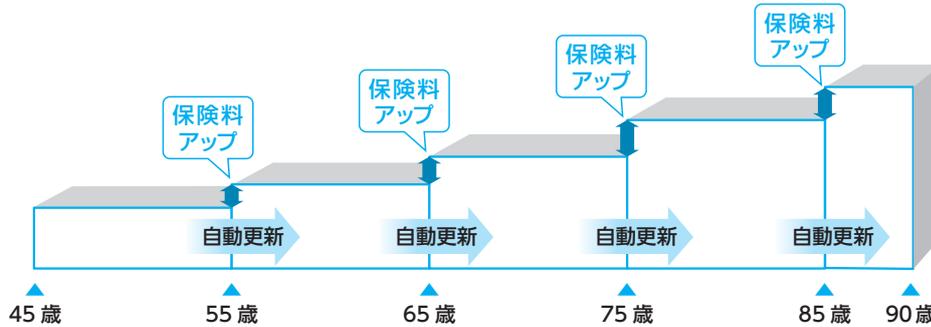
保険期間が年満了契約の場合、満了日の2週間前までに特にお申し出のない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、自動更新されます。<sup>※1</sup>

## 給付金日額・保険期間



○更新前後で給付金日額・保険金額・保険期間は変わりません。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、短期の保険期間に変更して更新されます。<sup>※2</sup> <sup>※3</sup>

## 保険料



○更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率などによって計算し、多くの場合、更新前よりも高くなります。

## 給付金のお支払限度・保険期間の通算

- がん診断給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通算して判定します。
- がん外来治療給付金のお支払限度は、更新前後を継続した保険期間とみなして通算します。

## その他のご注意点

- 更新後契約には、新たに更新時点の約款が適用されるため、保障内容が変更されることがあります。また、更新時点でこの保険の取扱いが終了している場合には、自動更新しないことがあります。
- 更新後契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。猶予期間<sup>※4</sup>中に保険料のお払込みがなかった場合には、ご契約は更新日にさかのぼって消滅します。<sup>※5</sup>

<sup>※1</sup> 保険期間が終身のご契約は更新しません。

<sup>※2</sup> 付加されている特約も同時に更新されます。

<sup>※3</sup> 生存給付金のあるA I型で保険料のお払込みが免除されている場合、生存給付金のないB I型に変更して更新します。

<sup>※4</sup> 猶予期間については「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 64

<sup>※5</sup> 猶予期間中に保険金・給付金のお支払事由が発生した場合、保険金・給付金から保険料を差し引いて、ご契約を継続できる場合があります。



# 保険料について

# 14 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

## 保険料の払込方法（経路）

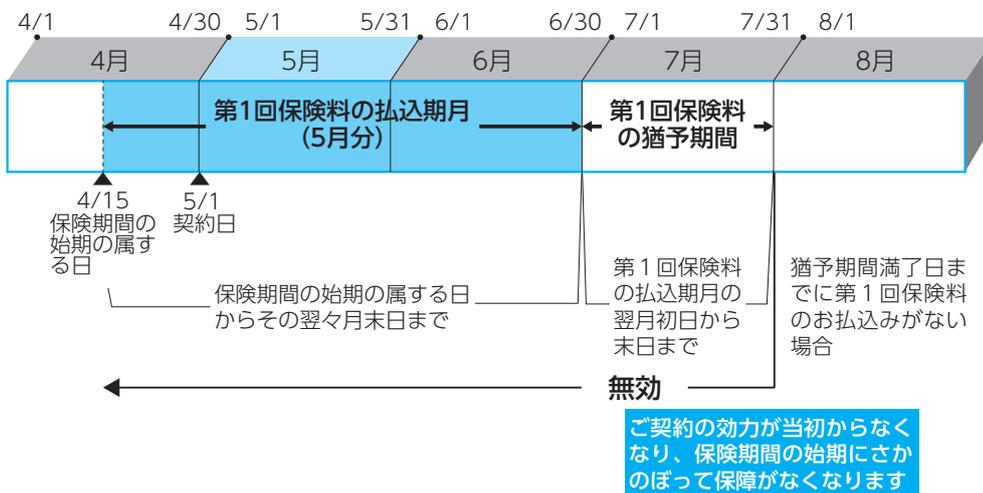
口座振替扱、クレジットカード扱、団体扱<sup>※1</sup>、送金扱<sup>※2</sup>があります。

## 保険料の払込方法（回数）と払込期月・猶予期間・契約の失効

○保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み<sup>※3</sup>

[例]

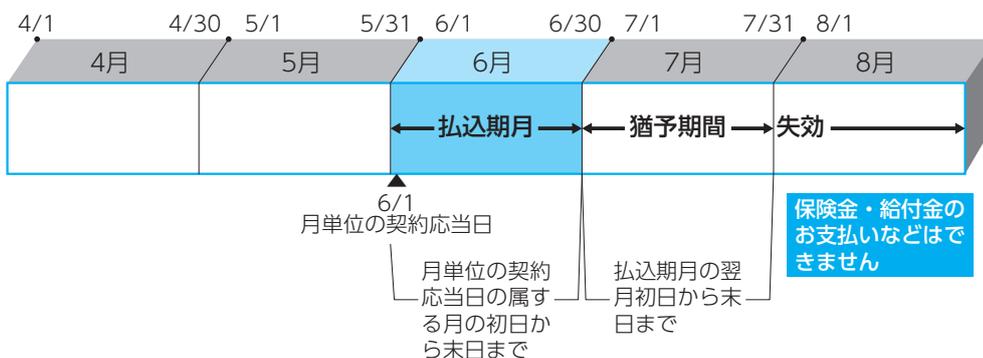


○第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みの際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。<sup>※4</sup>

### 第2回以後の保険料のお払込み

○月払:毎月1回お払込みいただく方法です。

[例]契約日が5月1日の場合



**ご注意** 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）は「口座振替扱」となります。

**※1** 勤務先団体を經由してお払込みいただく方法です。

**※2** 当社から払込案内をお送りし、同封の郵便振替用紙にてお払込みいただく方法です。月払は取り扱っていません。

**ご注意** 万一払込期月中に払込案内が届かなかったり、また振替日に預金口座から振替できなかったりした場合には、お手数でも最寄りの支社または本社までご連絡ください。

**※3** 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

**※4** 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。



## 復活

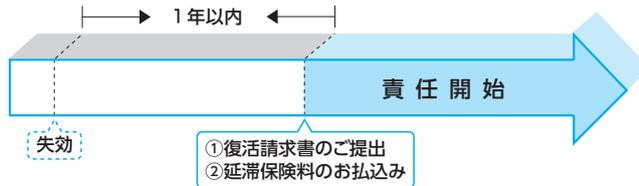
失効から1年以内であれば、以下の手続きでご契約を復活できる場合があります。

### ○手続き内容

- ①復活請求書の提出、健康状態などの告知（診査または告知書の提出）
- ②お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込み

### ○復活を承諾した場合の責任開始時期

ご契約の復活を当社が承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。



ご注意

健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。



ご注意

復活日が保険期間の始期の属する日から起算して90日以内の場合、がんの保障は、保険期間の始期の属する日から起算して90日経過後に開始されます。<sup>※7</sup>  
 （死亡保険金、保険料のお払込みの免除については復活の時から保障を開始します。）

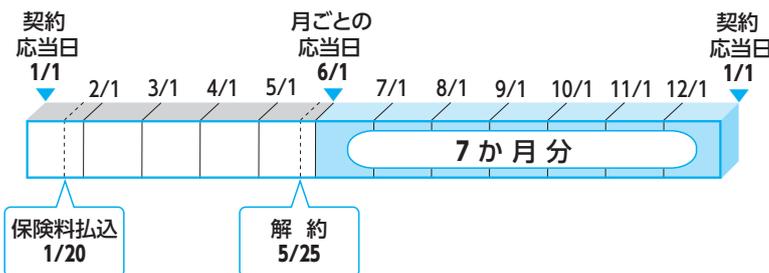
## 年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

○年払・半年払の場合<sup>※8</sup>、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅<sup>※9</sup>したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。

すでに払い込まれた保険料<sup>※10</sup>のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額（1か月未満の端数は切り捨て）

### 【年払契約を解約した場合の例】

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に解約  
 ⇒保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日です。よって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



**ご注意** 第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことによりご契約が無効になった場合は、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。

<sup>※7</sup> がん先進医療特約、がん死亡特約、新女性特定がん入院特約も同様です。

<sup>※8</sup> 月払のご契約は、このお取扱いはありません。

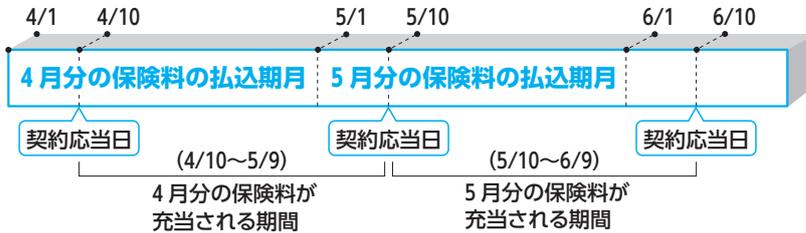
<sup>※9</sup> ご契約または付加されている特約の解約や減額、保険金等の支払いによる消滅等を含みます。

<sup>※10</sup> 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

## 保険金・給付金のお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

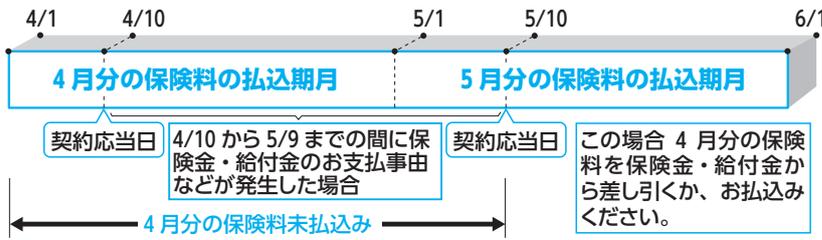
- 保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(月払契約の場合の例)



- 保険金・給付金のお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金・給付金のお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金・給付金から差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

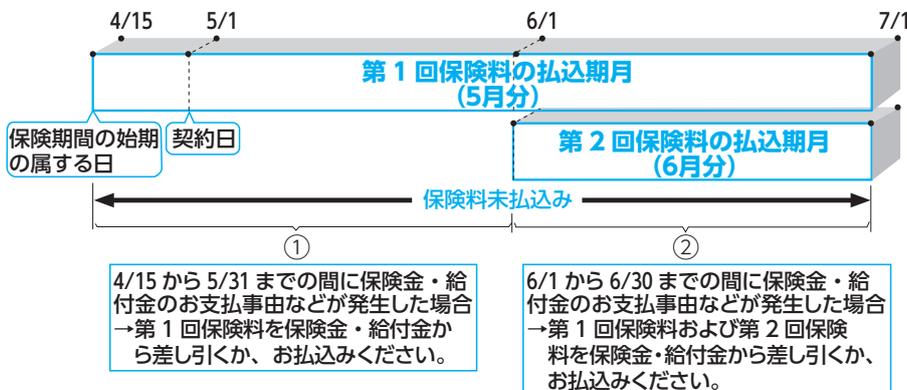
(月払契約の場合の例)



- 「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金・給付金のお支払事由または保険料払込免除事由が発生した場合には、つぎのようなお取扱いとなります。

- ・下図の①の期間中に保険金・給付金のお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金・給付金から差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料をお払込みください。
- ・下図の②の期間中に保険金・給付金のお支払事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料を保険金・給付金から差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料をお払込みください。

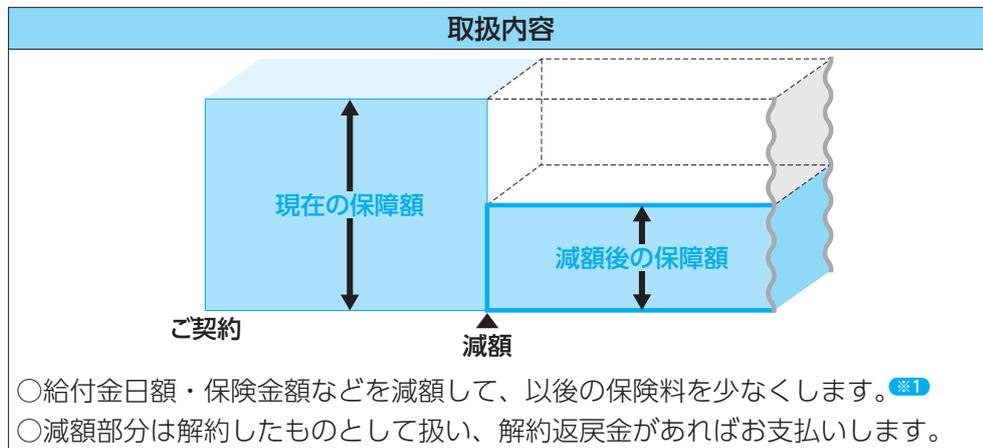
(例)



# 15 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

## 給付金日額などの減額



**※1** 当社の定める限度を下回る減額はできません。



# ご契約後について

# 16 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

## 債権者等による解約

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

## 保険金・給付金の受取人によるご契約の存続

解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、1. の受取人が2. の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

1. 次のすべてを満たす保険金または給付金の受取人
  - ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ②ご契約者でないこと
2. 必要な手続き
  - ①ご契約者の同意を得る
  - ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払う
  - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知する（当社への通知についても期間内に行うこと）

# 17 被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

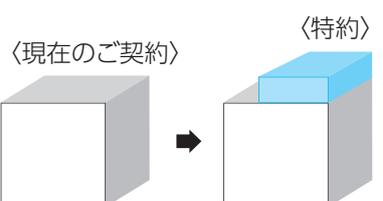
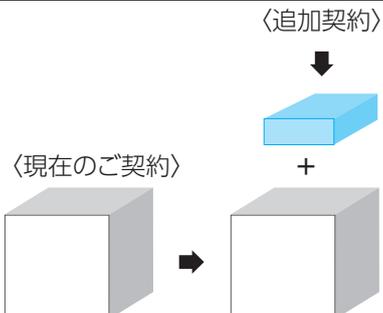
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行わせることを目的としてお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

# 18 保障内容の見直しをご検討の方へ

## 特約の中途付加・追加契約について

現在のご契約の保障内容を見直したい場合は、つぎのような方法があります。<sup>※1</sup>

特約の中途付加	追加契約
○現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。	○現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ○ご契約は2件になります。
 <p>〈現在のご契約〉</p> <p>〈特約〉</p>	 <p>〈追加契約〉</p> <p>〈現在のご契約〉</p> <p>+</p>
○中途付加時の年齢・保険料率により、中途付加する特約の保険料等を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。 ○初回分の特約保険料とともに、 <b>付加調整金</b> が必要となる場合があります。	○追加加入時の年齢・保険料率により、新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。



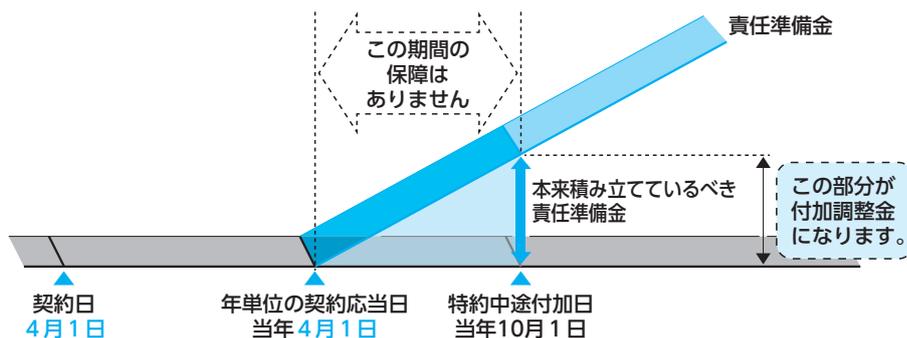
いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて被保険者の同意および診査（または告知）が必要です。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

### 付加調整金とは

年単位の契約応当日以外に特約を中途付加する場合、中途付加日時点の責任準備金<sup>※2</sup>の積立額を調整するために、「中途付加日直前の年単位の契約応当日」からの経過月数に応じた付加調整金をお払込みいただきます。<sup>※3</sup>

#### 【月払の例】

特約を中途付加する場合、契約応当日を基準として年単位で保険期間を考えます。そのため、責任準備金も年単位の契約応当日から積み立てていたものとして計算します。しかし、中途付加の時点で、実際は責任準備金を積み立てていないため、積み立てておくべき責任準備金を付加調整金としてお払込みいただくことになります。



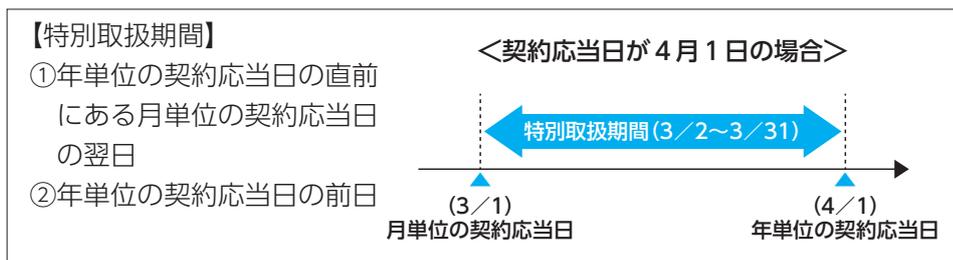
**※1** ご利用の際は、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、当社の支社または本社までご相談ください。

**※2** 将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。

**※3** 中途付加日が年単位の契約応当日と同日の場合、付加調整金は発生しません。

## 中途付加における特別取扱とは

中途付加する特約の保険期間の始期が、以下の①から②の期間内となるときは、中途付加日を、直後に到来する年単位の契約応当日として、付加調整金のお払込みを不要とする特別取扱を利用することができます。



○通常取扱と特別取扱の違いは以下のとおりです。

	通常取扱	特別取扱
保険期間の始期	特約の第1回保険料相当額を受け取った時 または告知のいずれかの遅い時	
中途付加日	保険期間の始期の 属する日	保険期間の始期の直後に 到来する年単位の 契約応当日
保険料・付加調整金	付加調整金のお払込みが 必要です。	中途付加した特約の契約年齢 は、通常取扱に比べて1歳上 がります。その分、特約保険 料は一般的に高くなります が、付加調整金は発生しませ ん。



特別取扱の場合、中途付加日（年単位の契約応当日）前に保険料のお払込みが免除される事由が発生したときには、保険期間の始期の属する日を中途付加日として契約年齢・保険期間を改め、特約保険料と付加調整金を再計算します。再計算した結果、超過分があれば払い戻し、不足分があればお払込みいただけます。

# 19 保険金受取人の変更について

## 死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、保険金受取人を変更することができます※1。変更される場合には、当社へご通知ください。

## 遺言による死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます※2。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。



当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

## 死亡保険金受取人が死亡された場合

○新しい保険金受取人に変更する手続きが必要ですので、すみやかに当社へご連絡ください。

○保険金受取人が亡くなられた時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。※3

※1 被保険者の同意が必要です。

※2 被保険者の同意がなければ受取人変更の効力は生じません。

※3 保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。

# 20 生命保険と税金について

主な保険用語の説明

お願いとお知らせ

個人情報等の取扱について

特徴としくみについて

保険料について

契約後について

## 保険金・給付金の税法上のお取り扱い

保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。(所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。)

### 死亡保険金・がん死亡保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	 夫	 妻	 子	贈与税

**ご注意** 税務の取扱い等については、平成 29 年 10 月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

## 生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
死亡保険金 がん死亡保険金 (ご契約が 2 件以上の場合は合計します。)	下記①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500 万円 × 法定相続人数

## 保険金・給付金の非課税扱

対象となる保険金・給付金	条件	非課税扱の範囲
がん入院給付金 がん手術給付金 がん診断給付金 がん外来治療給付金 がん先進医療給付金 ターミナルケア保険金 女性特定がん入院給付金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

## 一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

お払込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』『介護医療保険料控除』<sup>※1</sup>の対象になります。<sup>※2</sup>

対象となる保険料は1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

### 所得税の一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
20,000円以下	全額	<b>120,000円</b> (「一般生命保険料控除」 「介護医療保険料控除」 「個人年金保険料控除」 それぞれの控除額を合計した金額)
20,000円を超え 40,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 + 10,000円	
40,000円を超え 80,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 + 20,000円	
80,000円を超える とき	一律 40,000円	

### 住民税の一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
12,000円以下	全額	<b>70,000円</b> (「一般生命保険料控除」 「介護医療保険料控除」 「個人年金保険料控除」 それぞれの控除額を合計した金額)
12,000円を超え 32,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 + 6,000円	
32,000円を超え 56,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 + 14,000円	
56,000円を超える とき	一律 28,000円	

**ご注意** この保険料控除の内容は、平成24年1月1日以後に締結、自動更新、特約中途付加したご契約に適用されます。平成23年12月31日以前に締結したご契約は、原則として税制改正前の制度が適用されます。税制改正前の制度については当社ホームページをご覧ください。

 **参照** 巻末

**※1**

#### 介護医療保険料控除

医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料

#### 一般生命保険料控除

上記以外の保険料

**※2**

この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。





# 約款

# がん保険(2010)普通保険約款目次

## この保険の趣旨

1. 保険契約の型  
第1条 (保険契約の型)
2. 保険期間の始期および責任開始日  
第2条 (保険期間の始期および契約日)  
第3条 (責任開始日)
3. がんの定義および診断確定  
第4条 (がんの定義および診断確定)
4. 保険金および給付金の支払  
第5条 (保険金および給付金の支払)  
第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)  
第7条 (保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所)
5. 被保険者の死亡  
第8条 (被保険者の死亡)
6. 保険料の払込の免除  
第9条 (保険料の払込の免除)  
第10条 (保険料の払込の免除の請求手続)
7. 保険料の払込  
第11条 (保険料の払込)  
第12条 (保険料の払込方法 (経路))  
第13条 (保険料の前納または一括払)
8. 猶予期間および保険契約の失効  
第14条 (猶予期間および保険契約の失効)  
第15条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)
9. 保険契約の復活  
第16条 (保険契約の復活)
10. 解約および返戻金  
第17条 (解約)  
第18条 (返戻金)  
第19条 (保険金または給付金の受取人による保険契約の存続)
11. 契約内容の変更  
第20条 (保険料払込方法 (回数) の変更)  
第21条 (がん入院給付金日額の減額)
12. 保険契約の無効  
第22条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)  
第23条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)
13. 告知義務および保険契約の解除  
第24条 (告知義務)  
第25条 (告知義務違反による解除)  
第26条 (保険契約を解除できない場合)
- 第27条 (重大事由による解除)
14. 保険契約の自動更新  
第28条 (保険契約の自動更新)
15. 保険金の受取人  
第29条 (保険金の分割割合)  
第30条 (受取人の代表者)  
第31条 (受取人の変更)  
第32条 (遺言による受取人の変更)
16. 保険契約者  
第33条 (保険契約者の代表者)  
第34条 (保険契約者の変更)
17. 保険契約者の住所の変更  
第35条 (保険契約者の住所の変更)
18. 被保険者の業務の変更等の場合  
第36条 (被保険者の業務の変更等の場合)
19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理  
第37条 (契約年齢の計算)  
第38条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
20. 契約者配当  
第39条 (契約者配当)
21. 時効  
第40条 (時効)
22. 法令等の改正に伴う契約内容の変更  
第41条 (法令等の改正に伴う契約内容の変更)
23. 管轄裁判所  
第42条 (管轄裁判所)
24. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則  
第43条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

## がん保険(2010)普通保険約款

### この保険の趣旨

この保険は、被保険者ががんと診断確定を受けた場合、がんの治療を目的として入院した場合、手術を受けた場合、または外来治療を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とした保険です。

### 1. 保険契約の型

#### 第1条 (保険契約の型)

1 保険契約者は、保険契約締結の際、つぎのいずれかの保険契約の型を選択するものとします。

保険契約の型	A I 型	B I 型	B II 型
保険金および給付金の種類	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん診断給付金 (4) がん外来治療給付金 (5) 死亡保険金 (6) 生存給付金	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん診断給付金 (4) がん外来治療給付金 (5) 死亡保険金	(1) がん入院給付金 (2) がん手術給付金 (3) がん診断給付金 (4) がん外来治療給付金
保険期間	有期	有期	終身

2 前項で選択した保険契約の型は、以後変更できません。

### 2. 保険期間の始期および責任開始日

#### 第2条 (保険期間の始期および契約日)

1 会社は、つぎの時を保険期間の始期とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2 保険期間の始期の属する日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

#### 第3条 (責任開始日)

1 保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社はその日から保険契約上の責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、死亡保険金の支払および保険料の払込の免除については、保険期間の始期から責任を負います。

### 3. がんの定義および診断確定

#### 第4条 (がんの定義および診断確定)

1 この保険契約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。

2 がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検)により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者(被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。)によってなされることを要します。ただ

し、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

#### 4. 保険金および給付金の支払

##### 第5条（保険金および給付金の支払）

1 この保険契約の保険金および給付金の支払はつぎのとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) がん 入院 給 付 金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① 責任開始日（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。）以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること ② その入院が別表3-(I)に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること	(がん入院給付金日額) × (入院日数)	被 保 険 者	—
(2) がん 手術 給 付 金	被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす手術（悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。）を受けたとき ① その手術が責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする手術であること ② その手術ががんの治療を直接の目的とすること ③ その手術が別表3-(I)に定める病院または診療所における手術であること ④ 別表5に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (がん入院給付金日額) × (別表5に定める給付倍率)	被 保 険 者	—
(3) がん 診 断 給 付 金	被保険者が責任開始日以後の保険期間中かつ被保険者の生存中に、つぎのいずれかに該当したとき ① 初めてがんと診断確定されたとき ② がん診断給付金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、新たにがんと診断確定されたとき（再発または転移したがんを含みます。）。ただし、再発の場合、すでに診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態（以下「治癒または寛解状態」といいます。）となり、その後再発したと診断確定されることを要します。	(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた倍数)	被 保 険 者	—

保険金および給付金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(4) がん外来治療給付金	<p>被保険者が保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす外来治療（往診を含みます。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>① 責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因とする外来治療であること</p> <p>② その外来治療ががんの治療を直接の目的とした別表3-(Ⅱ)に定める病院または診療所への外来治療であること</p> <p>③ その外来治療が別表6に定める医師の治療処置を伴う外来治療であること</p> <p>④ その外来治療が外来治療期間における外来治療であること</p>	<p>外来治療を受けた1日につき、</p> <p>(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた割合)</p>	被保険者	—
(5) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	<p>(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた倍数)</p>	死亡保険金受取人	<p>つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき</p> <p>① 保険期間の始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の時）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺</p> <p>② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意</p>
(6) 生存給付金	<p>被保険者が保険期間中のつぎの時に生存していたとき</p> <p>① 契約日以後に到来する5年ごとの契約応当日の前日末</p> <p>② 保険期間の満了時</p>	<p>(がん入院給付金日額) × (保険契約締結時に定めた倍数)</p>	保険契約者	—

- 被保険者が前項に規定する入院中または外来治療期間中に、保険期間が満了した場合は、保険期間の満了時を含んで継続している入院または外来治療期間内の外来治療は、保険期間中の入院または外来治療とみなします。
- 被保険者が入院中または外来治療期間中にがん入院給付金日額が減額された場合には、がん入院給付金、がん手術給付金およびがん外来治療給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
- 被保険者が時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表5に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。
- 被保険者ががん診断給付金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に新たにがんと診断確定された場合、被保険者ががん診断給付金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後の保険期間中につぎの各号のいずれかに該当したときには、その該当した日にがん診断給付金の支払事由に該当したものとみなして、がん診断給付金

を支払います。ただし、その該当した日において、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限り、支払は行いません。

- (1) がん入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき
  - (2) がん入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているとき
  - (3) がん外来治療給付金の支払事由に該当する外来治療を受けたとき
- 6 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める外来治療を受けたときは、がん外来治療給付金は重複しては支払いません。
- 7 被保険者ががん入院給付金の支払対象となる日に、第1項に定める外来治療を受けたときは、がん外来治療給付金は支払いません。
- 8 外来治療期間はつぎのとおりとします。
- (1) 外来治療期間はがん診断給付金の支払事由に該当した最終の日から1年とします。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊、がんの発育・増殖の抑制またはがん性疼痛の緩和を直接の目的とした別表7に定めるいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。ただし、外来治療期間満了の日の翌日が保険期間中である場合に限り、延長は行いません。
  - (3) 前号の規定は、外来治療期間が延長された場合にも適用します。
  - (4) 外来治療期間中にがん診断給付金の支払事由に該当した場合には、外来治療期間はその支払事由に該当した日から新たに起算するものとします。
  - (5) 外来治療期間の満了後、外来治療期間が延長されなかった場合、がんの治療を直接の目的として、保険期間中にがんの消滅・破壊、がんの発育・増殖の抑制またはがん性疼痛の緩和を直接の目的とした別表7に定めるいずれかの治療が引き続き必要と認められる状態に新たに該当したときには、その状態に該当した日以後の期間については外来治療期間が延長されたものとして取り扱います。
- 9 がん外来治療給付金の支払限度は、外来治療期間1年について支払日数120日とします。
- 10 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 11 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 12 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合（保険契約の型がBⅡ型のときは、保険契約者が法人の場合）には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をがん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金およびがん外来治療給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者をがん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金およびがん外来治療給付金の受取人とします。
- 13 生存給付金の支払額については、保険期間満了時が直前の給付から5年未満である場合はつぎのとおりとします。
- $$(\text{がん入院給付金日額}) \times (\text{保険契約締結時に定めた倍数}) \times (\text{直前の給付からの経過年数} \div 5)$$
- 14 保険契約者は、生存給付金について会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときには、そのときまでにすえ置かれた生存給付金を保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅したときは、保険契約者から保険金の支払事由発生時まで申し出がない限り、保険金とともに、その保険金の受取人に支払います。

## 第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合に、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、死亡保険金を削減して支払います。

## 第7条 (保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由の生じた保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金または給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して保険金または給付金を請求してください。
- 3 保険金および給付金は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 4 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
  - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
第5条（保険金および給付金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合  
第5条に定める支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
  - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第27条（重大事由による解除）第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会  
90日
  - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会  
120日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定  
120日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会  
180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査  
180日
  - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査  
90日

- 6 前2項に定める保険金または給付金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金または給付金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

## 5. 被保険者の死亡

### 第8条（被保険者の死亡）

- 1 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
- 2 前項の場合、保険契約の型がBⅡ型のときには、つぎの各号に定めるとおりとします。
  - (1) 保険契約者（保険契約者および被保険者が同一人の場合はその法定相続人。以下本条において同じ。）は、遅滞なく会社に通知してください。
  - (2) 解約返戻金がある場合は、会社はこれを保険契約者に支払います。この場合、保険契約者は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出してください。

## 6. 保険料の払込の免除

### 第9条（保険料の払込の免除）

- 1 つぎの各号のいずれかに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
<p>(1) 被保険者が、保険期間の始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として保険料払込期間中に別表8に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に、保険期間の始期以後の傷害または疾病（保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。</p>	<p>つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態に該当したとき</p> <p>① 保険契約者の故意</p> <p>② 被保険者の故意</p>
<p>(2) 被保険者が、保険期間の始期以後に発生した不慮の事故（別表9）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表10に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。</p>	<p>つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2 保険料の払込が免除された場合には、以後払込期月ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。

3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定は適用しません。

4 被保険者が、つぎの第1号の事由により高度障害状態に該当した場合、第1号または第2号の事由により身体障害の状態に該当した場合で、その原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。

(1) 戦争その他の変乱によるとき

(2) 地震、噴火または津波によるとき

5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

6 第1項に定める保険料の払込の免除事由にかかわらず、被保険者が、保険期間の始期前に発生した傷害または疾病を直接の原因として、保険期間の始期以後に保険料の払込の免除事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害または疾病について、保険期間の始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

**第10条（保険料の払込の免除の請求手続）**

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

**7. 保険料の払込****第11条（保険料の払込）**

- 1 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の日までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の日までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

**第12条（保険料の払込方法〈経路〉）**

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限り。）
  - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この

場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

### 第13条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

#### (1) 年払契約または半年払契約の場合

- (ア) 将来の保険料を前納することができます。
- (イ) 会社所定の利率で割引きます。
- (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生時まで申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

#### (2) 月払契約の場合

- (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
- (イ) 会社所定の利率で割引きます。
- (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生時まで申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

## 8. 猶予期間および保険契約の失効

### 第14条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

### 第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

## 9. 保険契約の復活

### 第16条 (保険契約の復活)

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活させることはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社は、未払込保険料を受け取った日か、復活の際の告知の日のいずれか遅い日を復活日とし、この日から保険契約上の責任を負います。
- 5 前項の規定にかかわらず、復活日が保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日以内の場合は、第3条（責任開始日）の責任開始日から保険契約上の責任を負います。ただし、死亡保険金の支払および保険料の払込の免除については復活の時から責任を負います。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

## 10. 解約および返戻金

### 第17条 (解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第18条 (返戻金)

- 1 保険契約の型がA I型またはB I型の場合、保険契約の解約返戻金は、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。
- 2 保険契約の型がB II型の場合、保険契約の解約返戻金はつぎの各号に定めるとおりとします。
  - (1) 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
  - (2) 保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、がん入院給付金日額の10倍とします。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。
- 3 保険契約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 4 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

### 第19条 (保険金または給付金の受取人による保険契約の存続)

- 1 保険契約者以外のもので保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金または給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または生存給付金の支払事由が生じ、会社が保険金または

生存給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額を限度として、つぎの各号の金額を債権者等に支払います。

- (1) 第2項本文の金額
  - (2) すでに会社が債権者等に支払った金額がある場合、前号にかかわらず、第2項本文の金額からすでに債権者等に支払った金額を差し引いた金額
- 5 前項の場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または生存給付金の受取人に支払います。

## 11. 契約内容の変更

### 第20条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法〈回数〉を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第21条（がん入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、がん入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の減額が行なわれたときは、減額分は解約されたものとみなします。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額が行なわれたときは、将来に向かって保険料を改めます。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

## 12. 保険契約の無効

### 第22条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効（保険契約の復活の場合は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。また、保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合には、会社は、解約返戻金とともに、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
  - (3) 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第25条（告知義務違反による解除）および第27条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

### 第23条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金

を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。

- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

### 13. 告知義務および保険契約の解除

#### 第24条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

#### 第25条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行いません。またすでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込の免除を取り消します。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払いません。

#### 第26条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
  - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第24条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) 保険契約が、保険期間の始期の属する日（復活の場合には、復活日。以下本号において同じ。）からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、保険期間の始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金もしくは給付金の支払ま

たは保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。)し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。

- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

## 第27条 (重大事由による解除)

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (6) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
  - (7) 会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときはその返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によ

て保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。

- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

## 14. 保険契約の自動更新

### 第28条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合には、保険契約は自動的に更新され継続されるものとします。この場合、保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
  - (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、保険契約を継続しない旨の通知がないとき
  - (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
  - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき
  - (2) 保険期間が終身または歳満了の保険契約のとき
  - (3) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。
- 4 第1条（保険契約の型）第1項に定める保険契約の型がA I型の場合で、第9条（保険料の払込の免除）第1項の規定により保険料の払込を免除されている保険契約が更新される場合、第1条第2項の規定にかかわらず、保険契約の型をB I型に変更のうえ更新されるものとします。
- 5 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 6 更新後の保険契約のがん入院給付金日額は、更新前の保険契約のがん入院給付金日額と同額とします。
- 7 更新後の保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 8 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第14条（猶予期間および保険契約の失効）および第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 9 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅します。
- 10 第5条（保険金および給付金の支払）、第9条（保険料の払込の免除）、第22条（責任開始日前のがん診断確定による無効）、第25条（告知義務違反による解除）および第26条（保険契約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。ただし、第5条第1項第6号に定める生存給付金の支払については更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなしません。
- 11 この保険契約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。
- 12 第2項第3号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第2項第1号および第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第10項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

## 15. 保険金の受取人

### 第29条 (保険金の分割割合)

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

### 第30条 (受取人の代表者)

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

### 第31条 (受取人の変更)

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 がん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金およびがん外来治療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合（保険契約の型がBⅡ型のときは、保険契約者が法人の場合）、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内でがん入院給付金、がん手術給付金、がん診断給付金およびがん外来治療給付金の受取人を変更することができます。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 被保険者
- 3 生存給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 4 第1項または第2項の通知が会社に到達した場合には、保険金または給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金または給付金の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金または給付金の受取人から保険金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 6 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人とします。
- 7 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 8 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 9 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第32条 (遺言による受取人の変更)

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

## 16. 保険契約者

### 第33条 (保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

### 第34条 (保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

## 17. 保険契約者の住所の変更

### 第35条 (保険契約者の住所の変更)

- 1 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下本条において同じ。)を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 18. 被保険者の業務の変更等の場合

### 第36条 (被保険者の業務の変更等の場合)

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負いません。

## 19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

### 第37条 (契約年齢の計算)

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第38条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

## 20. 契約者配当

### 第39条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

## 21. 時効

### 第40条 (時効)

保険金、給付金、返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

## 22. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

### 第41条 (法令等の改正に伴う契約内容の変更)

- 1 会社は、この保険契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

## 23. 管轄裁判所

### 第42条 (管轄裁判所)

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における給付金の請求および保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 24. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

### 第43条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

### 備考

#### 1. 治療を直接の目的とした入院

美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。また、がんの治療に伴い生じた合併症の治療のための入院は、

「がんの治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、がんの治療に伴い生じた合併症の治療のための手術は、「がんの治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 手術を受けたとき

手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとみなして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。

4. 治療を直接の目的とした外来治療

治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみなどは「治療を直接の目的とした外来治療」には該当しません。また、がんの治療に伴い生じた合併症の外来治療は、「がんの治療を直接の目的とした外来治療」には該当しません。

## 別表1 請求書類

## 〔I〕 保険金・給付金の請求書類

請求項目	請求書類
① がん入院給付金 がん手術給付金 がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② がん外来治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による外来治療を受けた病院または診療所の外来治療証明書 (4) 外来治療を受けた病院または診療所の領収書 (5) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券
③ 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 死亡した被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
④ 生存給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
⑤ 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

## 〔Ⅱ〕 その他の請求書類

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
③ 被保険者の死亡 (第8条(被保険者の死亡) 第2項による返戻金)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 死亡した被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (4) 保険契約者の印鑑証明書 (5) 保険証券
④ 保険金または給付金の受取人 による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金または給付金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 契約内容の変更 (1) 給付金日額の減額 (2) 保険料払込方法の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑧ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2 対象となる悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

1. 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
2. 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

### 別表3－(I) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表3－(II) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

### 別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3－(I)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 別表5 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、つぎのいずれかの手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術（内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4. 内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5. その他の悪性新生物手術（内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術を除き、乳房再建術を含む。ただし、乳房再建術は一乳房につき1回の給付を限度とする。）	20

(備考)

## 1. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の完全な切除・消失を可能とするような手術で、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。再手術または転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）する手術もしくは転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

## 2. 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。

## 別表6

## 1. 外来治療

「外来治療」とは、医師の指示や治療計画に基づいた、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3-(Ⅱ)に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで、外来において診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいいます。

## 2. 医師の治療処置を伴う外来治療

「医師の治療処置を伴う外来治療」は、3. に定める公的医療保険制度における初診料・再診料の支払の有無などを参考に判断します。

## 3. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

## 別表7 対象となる治療

1. 手術療法
2. 放射線療法
3. 化学療法
4. 疼痛緩和療法

(備考)

1. 手術療法

「手術療法」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることにより、がんの全部または一部を消滅させることを目的とした治療法（温熱療法を含みます。）をいいます。

2. 放射線療法

「放射線療法」とは、がん放射線を照射することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。

3. 化学療法

「化学療法」とは、がんを適応症として定めている薬剤を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法（細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます。）をいいます。

4. 疼痛緩和療法

「疼痛緩和療法」とは、薬剤の投与または処置により、がん性疼痛を緩和することを目的とした治療法をいいます。

## 別表8 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### (備考)

#### 1. 眼の障害 (視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## 別表9 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・不慮の転落・転倒</li> <li>・不慮の溺水</li> <li>・窒息</li> </ul>	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山病・乗物酔いにおける原因</li> <li>・飢餓</li> <li>・過度の運動</li> <li>・騒音</li> <li>・処刑</li> </ul>

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎</li> <li>b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> <li>c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎</li> </ul>

## 別表10 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

### (備考)

#### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### 4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

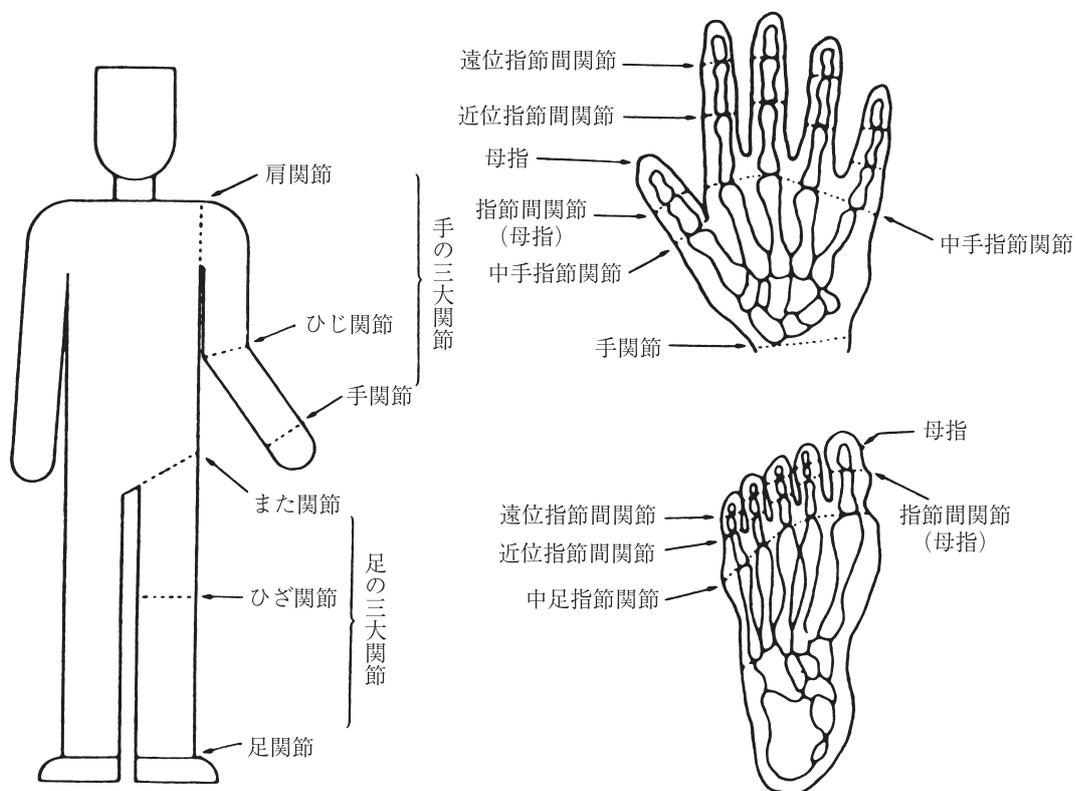
#### 5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

#### 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



## がん先進医療特約目次

### この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および保険期間の始期)
- 第2条 (特約の責任開始日)
- 第3条 (がんの定義および診断確定)
- 第4条 (がん先進医療給付金の支払)
- 第5条 (がん先進医療給付金の給付限度)
- 第6条 (がん先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所)
- 第7条 (特約保険料の払込の免除)
- 第8条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第9条 (特約の失効)
- 第10条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)
- 第11条 (特約の復活)
- 第12条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)
- 第13条 (告知義務および告知義務違反による解除)
- 第14条 (重大事由による解除)
- 第15条 (特約の更新)
- 第16条 (特約の解約)
- 第17条 (特約の返戻金)
- 第18条 (特約の消滅)
- 第19条 (受取人の変更)
- 第20条 (契約者配当)
- 第21条 (法令等の改正に伴う契約内容の変更)
- 第22条 (管轄裁判所)
- 第23条 (主約款の規定の準用)
- 第24条 (保険契約の型がB II型のがん保険(2010)に付加する場合の特則)
- 第25条 (中途付加における特別取扱に関する特則)

## がん先進医療特約

### この特約の趣旨

この特約は、被保険者ががんの診断または治療を目的として先進医療による療養を受けた場合に、所定の給付を行なうものです。

### 第1条（特約の締結および保険期間の始期）

- 1 この特約は、がん保険(2010)契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の保険期間の始期はつぎのとおりとし、この保険期間の始期の属する日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時 または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

### 第2条（特約の責任開始日）

この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日から特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。

### 第3条（がんの定義および診断確定）

- 1 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

#### 第4条 (がん先進医療給付金の支払)

1 この特約の給付金の支払はつぎのとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
がん先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす別表4に定める療養を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始日 (復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。) 以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること</p> <p>(2) 別表5に定める先進医療 (以下「先進医療」といいます。) による療養であること</p>	被保険者が受療した先進医療の技術料相当額	被保険者

2 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、前項の規定にかかわらず、保険契約者をがん先進医療給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者をがん先進医療給付金の受取人とします。

#### 第5条 (がん先進医療給付金の給付限度)

この特約によるがん先進医療給付金の支払は、支払額を通算して1,000万円を限度とします。

#### 第6条 (がん先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 1 がん先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じたがん先進医療給付金の受取人は、すみやかに請求書類 (別表1) を会社に提出して、がん先進医療給付金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約によるがん先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

#### 第7条 (特約保険料の払込の免除)

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

#### 第8条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。この場合、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとしてします。

#### 第9条 (特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

## 第10条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 1 猶予期間中に、がん先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をがん先進医療給付金から差し引きます。
- 2 がん先進医療給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社はがん先進医療給付金を支払いません。

## 第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

## 第12条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の場合は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、この特約の保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合には、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
  - (3) 告知の時からこの特約の責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

## 第14条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (I) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 がん先進医療給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん先進医療給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでにごん先進医療給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

### 第15条 (特約の更新)

- 1 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとして扱います。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱いについては、主約款の更新に関する規定を準用します。

### 第16条 (特約の解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第17条 (特約の返戻金)

- 1 この特約に対する解約返戻金はありません。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

### 第18条 (特約の消滅)

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
  - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

- (3) この特約のがん先進医療給付金の支払額が、第5条（がん先進医療給付金の給付限度）の給付限度に達したとき
- 2 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、責任準備金その他の返戻金は支払いません。

#### 第19条（受取人の変更）

- 1 がん先進医療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合、主契約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内でがん先進医療給付金の受取人を変更することができます。
- (1) 保険契約者
- (2) 被保険者
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

#### 第20条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第21条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- 1 会社は、この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することがあります。
- 2 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

#### 第22条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第24条（保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合の特則）

この特約を保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第4条（がん先進医療給付金の支払）第2項および第19条（受取人の変更）第1項中、「保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合」とあるのは「保険契約者が法人の場合」と読み替えます。
- (2) 第18条（特約の消滅）第1項第1号中「保険金の支払事由の発生により」とあるのを「被保険者の死亡により」と読み替え、同条第2項の規定は適用しません。

#### 第25条（中途付加における特別取扱に関する特則）

- 1 第1条（特約の締結および保険期間の始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加

する場合、この特約の保険期間の始期が第1号に定める日から第2号に定める日までにあるときは、保険契約者は、この特約の中途付加日を、第1条第3項の規定にかかわらず、この特約の保険期間の始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。

(1) 主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日

(2) 前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日

- 2 前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の保険期間の始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① がん先進医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (5) がん先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
② 契約内容の変更 (1) 特約の中途付加 (2) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

## 別表2 対象となる悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

1. 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
2. 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

### 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

### 別表4 療養

療養とは、別表3に定める公的医療保険制度における診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

### 別表5 先進医療

この特約のがん先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表3の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

## がん死亡特約目次

### この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および保険期間の始期)
- 第2条 (特約の責任開始日)
- 第3条 (がんの定義および診断確定)
- 第4条 (保険金の支払)
- 第5条 (保険金の請求、支払時期および支払場所)
- 第6条 (特約保険料の払込の免除)
- 第7条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第8条 (特約の失効)
- 第9条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)
- 第10条 (特約の復活)
- 第11条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)
- 第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)
- 第13条 (重大事由による解除)
- 第14条 (特約の更新)
- 第15条 (特約の解約)
- 第16条 (特約の返戻金)
- 第17条 (特約の消滅)
- 第18条 (保険金額の減額)
- 第19条 (受取人の変更)
- 第20条 (契約者配当)
- 第21条 (管轄裁判所)
- 第22条 (主約款の規定の準用)
- 第23条 (保険契約の型がB II型のがん保険(2010)に付加する場合の特則)
- 第24条 (中途付加における特別取扱に関する特則)

# がん死亡特約

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者ががんにより死亡した場合または被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、所定の給付を行なうものです。

## 第1条（特約の締結および保険期間の始期）

- 1 この特約は、がん保険(2010)契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の保険期間の始期はつぎのとおりとし、この保険期間の始期の属する日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

## 第2条（特約の責任開始日）

この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日から特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。

## 第3条（がんの定義および診断確定）

- 1 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

## 第4条（保険金の支払）

- 1 この特約の保険金の支払はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
(1)がん死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始日（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。）以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の責任開始日以後の保険期間中に死亡したとき	保険金額	主契約の死亡保険金受取人
(2)ターミナルケア保険金	被保険者がこの特約の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の責任開始日以後の保険期間中に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき		被保険者

- 2 被保険者が、この特約の責任開始日以後の保険期間中に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡したと会社が認めた場合は、前項のがん死亡保険金を支払います。
- 3 ターミナルケア保険金の請求日（請求書類（別表1）が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）がこの特約の保険期間の満了（第14条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、会社はターミナルケア保険金を支払いません。
- 4 ターミナルケア保険金が支払われた場合には、この特約は、ターミナルケア保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 ターミナルケア保険金を支払う前のがん死亡保険金の支払請求を受け、がん死亡保険金が支払われるときは、会社は、ターミナルケア保険金を支払いません。
- 6 がん死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にターミナルケア保険金の請求を受けても、会社は、ターミナルケア保険金を支払いません。
- 7 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をターミナルケア保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者をターミナルケア保険金の受取人とします。

#### 第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、保険金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約による保険金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

#### 第6条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

#### 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。この場合、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。

- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

## 第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

## 第9条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

猶予期間中に、保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。

## 第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

## 第11条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の場合は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、この特約の保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合には、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
  - (3) 告知の時からこの特約の責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第12条（告知義務および告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

## 第13条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（がん死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴

力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ロ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (イ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (ロ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (7) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の継続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。

#### 第14条（特約の更新）

- 1 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱いについては、主約款の更新に関する規定を準用します。

#### 第15条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第16条（特約の返戻金）

- 1 この特約に対する解約返戻金はありません。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

#### 第17条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（保険金の支払）に規定するターミナルケア保険金を支払ったとき
  - (2) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
  - (3) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- 2 前項第2号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、責任準備金その他の返戻金は支払いません。

### 第18条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 保険金額の減額分は、解約されたものとみなします。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第19条（受取人の変更）

- 1 がん死亡保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 2 ターミナルケア保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内でターミナルケア保険金の受取人を変更することができます。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 被保険者
- 3 前項の通知が会社に到達した場合には、保険金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第20条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

### 第21条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### 第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 第23条（保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合の特則）

この特約を保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者は、この特約の締結の際、がん死亡保険金の受取人（以下「特約の死亡保険金受取人」といいます。）を指定することを要します。この場合、主約款の受取人の変更の規定を準用し、特約の死亡保険金受取人の変更を取り扱います。
- (2) 第4条（保険金の支払）第1項および第7項中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約の死亡保険金受取人」と読み替えます。

- (3) 第17条（特約の消滅）第1項第2号中「保険金の支払事由の発生により」とあるのを「被保険者の死亡により」と読み替え、同条第2項の規定は適用しません。
- (4) 第19条（受取人の変更）第2項中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「特約の死亡保険金受取人」と読み替えます。

#### 第24条（中途付加における特別取扱に関する特則）

- 1 第1条（特約の締結および保険期間の始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の保険期間の始期が第1号に定める日から第2号に定める日までにあるときは、保険契約者は、この特約の中途付加日を、第1条第3項の規定にかかわらず、この特約の保険期間の始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。
  - (1) 主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日
  - (2) 前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日
- 2 前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の保険期間の始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したのものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① がん死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 死亡した被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) がん死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② ターミナルケア保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 契約内容の変更 (1) 保険金額の減額 (2) 特約の中途付加 (3) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（会社が提出を求めた場合）
④ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

## 別表2 対象となる悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

## 新女性特定がん入院特約目次

### この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および保険期間の始期)
- 第2条 (特約の責任開始日)
- 第3条 (がんおよび女性特定がんの定義および診断確定)
- 第4条 (女性特定がん入院給付金の支払)
- 第5条 (女性特定がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所)
- 第6条 (特約保険料の払込の免除)
- 第7条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第8条 (特約の失効)
- 第9条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)
- 第10条 (特約の復活)
- 第11条 (責任開始日前のがん診断確定による無効)
- 第12条 (告知義務および告知義務違反による解除)
- 第13条 (重大事由による解除)
- 第14条 (特約の更新)
- 第15条 (特約の解約)
- 第16条 (特約の返戻金)
- 第17条 (特約の消滅)
- 第18条 (女性特定がん入院給付金日額の減額)
- 第19条 (受取人の変更)
- 第20条 (契約者配当)
- 第21条 (管轄裁判所)
- 第22条 (主約款の規定の準用)
- 第23条 (保険契約の型がB II型のがん保険(2010)に付加する場合の特則)
- 第24条 (中途付加における特別取扱に関する特則)

## 新女性特定がん入院特約

### この特約の趣旨

この特約は、主契約の被保険者が女性るとき、その被保険者が女性特定がんにより入院した場合に、所定の給付を行なうものです。

### 第1条（特約の締結および保険期間の始期）

- 1 この特約は、がん保険(2010)契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険期間の始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の保険期間の始期はつぎのとおりとし、この保険期間の始期の属する日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	保険期間の始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

### 第2条（特約の責任開始日）

この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日から特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込の免除については、この特約の保険期間の始期から責任を負います。

### 第3条（がんおよび女性特定がんの定義および診断確定）

- 1 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
- 2 この特約において「女性特定がん」とは、別表3に定める悪性新生物をいいます。
- 3 がんおよび女性特定がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。）によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

### 第4条（女性特定がん入院給付金の支払）

- 1 この特約の給付金の支払はつぎのとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性特定がん入院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始日（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始日。以下同じ。）以後に診断確定された女性特定がんの治療を直接の目的とする入院であること</p> <p>(2) その入院が別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること</p>	<p>（女性特定がん入院給付金日額） × （入院日数）</p>	被保険者

- 2 被保険者が女性特定がん以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に、女性特定がんと診断確定され、その女性特定がんの治療を開始した場合には、その日からその女性特定がんの治療を直接の目的として入院したのものとして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了した場合は、この特約の保険期間の満了時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
- 4 被保険者の入院中に女性特定がん入院給付金日額が変更された場合には、女性特定がん入院給付金の支払額は、各日現在の女性特定がん入院給付金日額に応じて計算します。
- 5 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を女性特定がん入院給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を女性特定がん入院給付金の受取人とします。

#### 第5条（女性特定がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 女性特定がん入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた女性特定がん入院給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、女性特定がん入院給付金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約による女性特定がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

#### 第6条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。

#### 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。この場合、主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとして扱われます。

#### 第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

## 第9条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 1 猶予期間中に、女性特定がん入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を女性特定がん入院給付金から差し引きます。
- 2 女性特定がん入院給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は女性特定がん入院給付金を支払いません。

## 第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

## 第11条（責任開始日前のがん診断確定による無効）

- 1 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定（被保険者が医師または歯科医師である場合は、本条においては、被保険者自身による診断確定を含みます。）されていた場合は、保険契約者または被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効（この特約の復活の場合は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれた保険料はつぎのように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、この特約の保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合には、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。
  - (3) 告知の時からこの特約の責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用がある場合は、第12条（告知義務および告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

## 第13条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (I) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 女性特定がん入院給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性特定がん入院給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに女性特定がん入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

#### 第14条（特約の更新）

- 1 主契約が更新された際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に更新されたものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱いについては、主約款の更新に関する規定を準用します。

#### 第15条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第16条（特約の返戻金）

- 1 この特約に対する解約返戻金はありません。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

#### 第17条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
  - (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- 2 前項第1号の場合、主契約の保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意によるときは、責任準備金

その他の返戻金は支払いません。

### 第18条（女性特定がん入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の女性特定がん入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の女性特定がん入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約のがん入院給付金日額が減額された場合に、この特約の女性特定がん入院給付金日額が会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の女性特定がん入院給付金日額を減額します。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 女性特定がん入院給付金日額の減額分は、解約されたものとみなします。
- 5 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第19条（受取人の変更）

- 1 女性特定がん入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合、主契約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で女性特定がん入院給付金の受取人を変更することができます。
  - (1) 保険契約者
  - (2) 被保険者
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第20条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

### 第21条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### 第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 第23条（保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合の特則）

この特約を保険契約の型がBⅡ型のがん保険(2010)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第4条（女性特定がん入院給付金の支払）第5項および第19条（受取人の変更）第1項中、「保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合」とあるのは「保険契約者が法人の場合」と読み替えます。
- (2) 第17条（特約の消滅）第1項第1号中「保険金の支払事由の発生により」とあるのを「被保険者の死亡により」と読み替え、同条第2項の規定は適用しません。

## 第24条（中途付加における特別取扱に関する特則）

- 1 第1条（特約の締結および保険期間の始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の保険期間の始期が第1号に定める日から第2号に定める日までにあるときは、保険契約者は、この特約の中途付加日を、第1条第3項の規定にかかわらず、この特約の保険期間の始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。
  - (1) 主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日
  - (2) 前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日
- 2 前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の保険期間の始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。

## 備考

治療を直接の目的とした入院

美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を直接の目的とした入院」には該当しません。また、女性特定がんの治療に伴い生じた合併症の治療のための入院は、「女性特定がんの治療を直接の目的とした入院」には該当しません。

別表1 請求書類

項目	請求書類
① 女性特定がん入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 契約内容の変更 (1) 給付金日額の減額 (2) 特約の中途付加 (3) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2 対象となる悪性新生物（「がん」）

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

**別表3 対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）**

1. 対象となる悪性新生物（「女性特定がん」）とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
上皮内新生物（D00～D09）中の	
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
子宮内膜	D07.0
外陰部	D07.1
膣	D07.2
その他および部位不明の女性生殖器	D07.3

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

## 別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

特約

新女性特定がん入院特約【別表】

## 指定代理請求特約目次

### この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (特約の対象となる保険金等)
- 第3条 (保険金等の代理請求)
- 第4条 (告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)
- 第5条 (特約保険料の払込)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (特約の解約返戻金)
- 第10条 (特約の消滅)
- 第11条 (契約者配当)
- 第12条 (指定代理請求人の変更)
- 第13条 (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)
- 第14条 (主約款等の規定の準用)
- 第15条 (連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第16条 (こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則)
- 第17条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第18条 (家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則)
- 第19条 (年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)
- 第20条 (年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)

## 指定代理請求特約

### この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができることを目的とするものです。

### 第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

### 第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

### 第3条（保険金等の代理請求）

- 1 保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。
  - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 被保険者の3親等内の親族
- 2 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。
  - (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
  - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 4 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
  - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
  - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にし

ている被保険者の戸籍上の配偶者

- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 5 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときには、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 6 前5項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

#### 第4条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

#### 第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

#### 第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

#### 第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

#### 第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

#### 第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

#### 第11条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### 第12条（指定代理請求人の変更）

- 1 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

### 第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

### 第14条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

### 第15条（連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

### 第16条（こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号中「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

### 第17条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

### 第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療(01)用家族医療特約、医療(01)用家族災害入院特約、医療(01)用家族災害手術特約、医療(01)用家族通院特約、新終身医療(01)用家族医療特約、新終身医療(01)用家族通院特約、家族がん特約(01)、医療用家族手術見舞金特約または医療(08)用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。

- (2) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

#### **第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）**

- 1 年金支払特約の年金受取人は、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。
- 2 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
  - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）  
この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」
  - (2) 第3条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
  - (3) 第3条第1項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。
  - (4) 第8条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
  - (5) 第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。
  - (6) 第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

#### **第20条（年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）**

年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

## 別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 保険証券
② 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

## 団体扱特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

- 1 この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
  - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合
  - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

### 第2条 (契約日の特則)

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

### 第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

### 第4条 (保険料率)

- 1 この保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）第1項の保険契約者の人数および第1条第2項第1号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。
  - (1) 人数が20人以上の場合 団体保険料率A
  - (2) 人数が20人未満の場合 団体保険料率B
- 2 前項の団体保険料率Aの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、6か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

### 第5条 (保険料の払込)

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

### 第6条 (保険料領収証)

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条 (特約の消滅)

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

#### 第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

#### 第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

#### 第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

#### 第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

#### 第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

#### 第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

#### 第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

## 特別団体扱特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

- 1 この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
  - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合
  - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

### 第2条 (契約日の特則)

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

### 第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

### 第4条 (保険料率)

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

### 第5条 (保険料の払込)

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

### 第6条 (保険料領収証)

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条 (特約の消滅)

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

## 第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

## 第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

## 第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

## 第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

## 第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

## 第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

## 集団扱特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

この特約は、会社と集団取扱契約を締結した官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等であって保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）に所属する社員、組合員、会員等（以下「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）またはその所属員と生計を一にする親族を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その集団を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

### 第2条 (契約日の特則)

この特約が適用される保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

### 第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款または特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

### 第4条 (保険料率)

- この保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。
  - 人数が20人以上の場合 集団保険料率A
  - 人数が20人未満の場合 集団保険料率B
- 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて、会社の定めるところにより、つぎの払込期月から変更します。

### 第5条 (保険料の払込方法)

- この保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。
- 第2回以後の保険料は、集団で一括して払い込んでください。この場合には、会社は、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- この特約が適用される保険契約においては、保険料の前納および一括払の取扱は集団の保険契約全部についてのみ取り扱います。この場合、前条の規定によって集団保険料率Aの適用されている月払保険契約については会社所定の利率で割り引き、集団保険料率Bの適用されている月払保険契約については前条の規定にかかわらず普通保険料率を基準とし、主約款に規定する率で割り引きます。

### 第6条 (保険料領収証)

集団から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条 (特約の消滅)

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
- 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき

- (2) 集団取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

#### **第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）**

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払・半年払または月払の保険契約となります。

#### **第9条（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### **第10条（集団との取りきめによる取扱）**

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込方法）またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

#### **第11条（がん保険に付加した場合の特則）**

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

#### **第12条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）**

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

## 預金口座振替特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

- この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。
  - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
  - 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること
- 前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

### 第2条 (責任開始日および契約日の特則)

- この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。
- 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

### 第3条 (契約日前の事故)

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

### 第4条 (保険料率)

- この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割り引きを行ないます。

### 第5条 (保険料の払込)

- 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。
- 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

## 第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

- 1 保険料振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）第1項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第1号、第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）第1号および第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- 2 保険料振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (1) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
  - (2) 月払契約の場合  
翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

## 第7条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

- 1 保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- 3 保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。
- 4 前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。
- 5 指定口座または取扱金融機関等の変更の際し、その変更の処理が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

## 第8条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

## 第9条（特約の解除）

保険契約が第1条（特約の適用範囲）第1項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

## 第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

- 1 月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続きをしてください。
- 2 前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

## 第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日把这个保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日をこの保険契約の契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第1回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。
- (4) 主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

## 第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

## 第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行ないます。

- (1) 第1回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

## 第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日把这个保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は前2号に定める保険期間の始期の属する日とします。

## 第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取扱

います。

- (1) 責任開始の日、保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料は、責任開始期に関する特約第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）の規定にかかわらず、契約日の属する月の翌月（責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、第1回保険料および第2回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(I)のとおり取り扱います。
  - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
  - (イ) 月払契約の場合（責任開始期の属する日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
  - (ウ) 責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第1回保険料から第3回保険料まで合わせて3か月分の保険料を会社に払い込んでください。
  - (I) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ウ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社に払い込んでください。

## 預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

### 第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
- 2 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

### 第2条（保険料の払込）

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとし、
- 2 前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあったものとし、ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

### 第3条（特約の失効）

- 1 保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
- 2 団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

### 第4条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

### 第5条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の適用範囲）第1項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第1条第1項、第2条（保険料の払込）第1項および第3条（特約の失効）第1項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。
- (3) 第3条第2項、第4条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

## 保険料クレジットカード払特約

### 第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 3 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

### 第2条（契約日の特則）

- 1 主契約締結の際にこの特約を付加する場合、この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始日（年齢群団別がん保険、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。
- 2 会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

### 第3条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

### 第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したとき（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成したとき）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 2 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジット利用票を使用した場合を除きます。
- 3 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- 5 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 6 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
  - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないとき

- 7 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

#### 第5条（クレジットカード等の変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 2 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。
- 3 提携カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

#### 第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
  - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行なってください。

#### 第7条（主契約の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第8条（がん保険へ付加した場合の特則）

- 1 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。
  - (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
  - (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主たる被保険者が、がん以外の事由で死亡したときは、主約款の死亡給付金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
- 2 この特約をがん保険に付加した場合には、第4条（保険料の払込）の規定中「責任開始日」とあるのは「主約款の契約日」と読み替えます。

## 責任開始期に関する特約

### (この特約の趣旨)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

### 第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

### 第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。ただし、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、この時を保険期間の始期とします。以下同じ。）とし、その時の属する日を契約日とします。
- (2) 前号にかかわらず、月払契約の場合は、責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とします。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約はこの限りではありません。
- (3) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条第1号または第2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (4) 前号ただし書に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

### 第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）

- 1 保険契約者は、第1回保険料を、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。  
第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日からその日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- 3 第2条（責任開始期および契約日）第2号ただし書または第3号ただし書の規定により月払契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の払込期月は、第1回保険料の払込期月まで延長されるものとします。

### 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- 1 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料を支払うべき保

険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款および特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

- 2 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書に定める未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款および特約の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

#### **第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）**

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
- 2 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

#### **第6条（特約の解約）**

この特約のみの解約は取り扱いません。

#### **第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）**

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

#### **第8条（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### **第9条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）**

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

#### **第10条（連生終身保険（自由設計型）に付加した場合の特則）**

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「第一被保険者および第二被保険者」と読み替えます。

#### **第11条（無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合の特則）**

この特約を無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

## 情報端末による保険契約の申込等に関する特約

### この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

### 第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

### 第2条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

### 第3条（告知義務）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加された特約の特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

### 第4条（契約年齢または性別の誤りの処理）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

### 第5条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

# お問い合わせ・ご相談などについて

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人さま（保険金・給付金のご請求は受取人さま）からお願いします。
  - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
  - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
  - 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
<p>■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑤ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>② 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑥ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>③ 保険証券紛失</td><td>⑦ その他お手続き</td></tr><tr><td>④ 保険料振替口座の変更</td><td></td></tr></tbody></table>	お手続き例		① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約	② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ	③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き	④ 保険料振替口座の変更		<p>カスタマーセンター</p>  <p>0120-563-506</p>
お手続き例											
① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約										
② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ										
③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き										
④ 保険料振替口座の変更											
<p>■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ</p> <p>・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ</p>	<p>カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)</p>  <p>0120-528-170</p>										
<p>・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。</p>	<p>先進医療請求デスク</p>  <p>0120-665-780</p>										
<p>■ご意見・ご要望のあるお客さま</p>	<p>お客さま相談室</p>  <p>0120-273-211</p>										

- ②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.co.jp>

当社ホームページでは 24 時間 365 日いつでも以下のお手続き・ご契約内容照会等ができます。

- 住所変更、保険料控除証明書再発行
- ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に以下の項目の

- お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について ……12
- 健康状態などの告知について ……13
- 保障の開始時期（責任開始期）について ……14
- 保険金・給付金などをお支払いできない場合 ……15
- 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について ……16
- 解約と解約返戻金について ……17
- 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて ……17

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など募集代理店・営業社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご利用ください。

疾病・医療保険

### お客さまのご契約に関する各種お手続きやお問い合わせ窓口

#### 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

お手続き、お問い合わせ全般  
(保険金・給付金請求は除く)

保険金・給付金請求のお手続き



0120-563-506



0120-528-170

契約者ご本人さま（保険金・給付金請求の場合は受取人さま）からご連絡ください。

受付時間／月～金 9：00～18：00、土 9：00～17：00

（日曜日、祝日および 12/31 ～1/3 は営業していません）

（平成 29 年 11 月 1 日現在）

## 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel.03-6742-3111（代表）

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp>

お問い合わせ先